

\* 0 0 1 5 7 2 4 0 0 0 \*

0015724-000

325. 24-H263k-(h)

株式会社の常識

長谷川安兵衛・著

千倉書房

増補

1940

ACF

325.2414263 k (h)

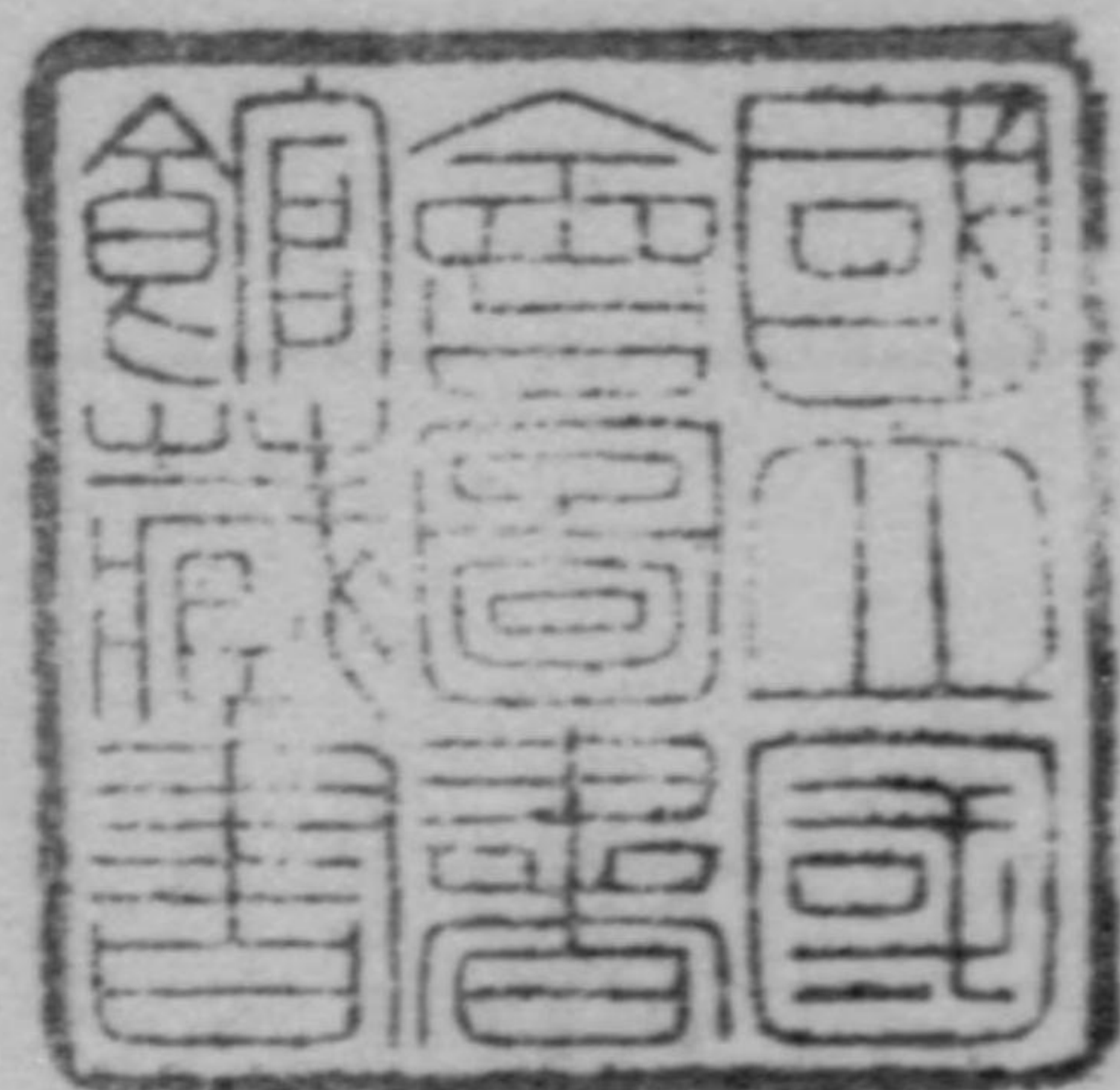
法律資料

早稲田大學教授  
商學博士

長谷川安兵衛著

株式會社の常識  
〔増補〕

千倉書房版



282386

### 増補版序文

劃期的な改正商法も愈々昭和十五年一月一日から本格的に実施の運びとなり株式会社も定款を初め諸々の事項に就て變更を加へねばならなくなり、會社當局者もその變更に苦心して居るやうである。然らば改正商法に於てはどういふ點が改正になつたのかといふことに就て十分な知識を持つことは會社當局者は素より會社員から株主から辯護士から學生に至る迄あらゆる階級にとつて極めて必要なことであり、また社會人としての常識から云つても肝要である。

私は我々人生に最も關係の深い株式會社の一般に就て誰れにも判るやうに頗る碎いた調子でこの著述を書いた處意外に社會の知遇を得て版を重ねること幾十版に達した。そして更にここに版を重ねる

増補版序文

に當つて、改正商法の實施後に於て問題になつた處の定款の變更、株券の裏書讓渡の手續、喪失株券の再交附其の他に就き増補する必要を感じたので此等の諸問題に關し補正し、また隨所に改訂を加へることにした。従つてこれによつて改正商法實施に對する補正工事が出來た譯であり、讀者にとつては、また一段と役に立ち得るであらうことを信する。然し尙不備不滿の點を残すこと故、その補正は他日を期したく、就ては忌憚なき讀者の御教示を受ける機會を得たいものである。

昭和十五年四月一日

早稻田大學商學部研究室にて

著 者 識

## 序 文

我々人生はロビンソン・クルーソーのやうな孤獨な生活をなすものでなければ必ず株式會社の御世話になる。即ち生れ落ちる時から此の世に御別れをする時まで何等かの形で殆んど毎日のやうに株式會社に結び附くのである。例へばだ、世の中を一寸でも窺けばそこには臍の緒を始末してくれる日本胞衣衛生株式會社など、云ふものを見出すかと思へばあの世へ旅立つ時の跡始末をしてくれる博善社株式會社などといふものも見掛ける。それから近頃では紙芝居の會社も出來ればパタヤの會社も出來たし、また國策の線に沿つて幾多の國策會社やボロ屑なぞの廢品更生會社も生れて來た。そうかと思ふと女ばかりで男の世話にはならぬ會社も出來て來て、世はまさに株式會社全盛の時代だ。だがこれ程我人世と關係の深い株式會社とは一體どんなものかその正體を知らぬ至極暢氣者が意外に多い。甚だしいものになると自分が株主であるのに、その會社のことに就てコレッバカ

リの智識もない者がある。私は株式會社とは果してどんなものか、その正體を判りよく社會一般の誰れにでもハツキリさせるために書いたのが本書である。そのため私は随分碎いた態度で、本書を書いた。そして或る點まで私の抱負を實現することが出来たやうな氣がする。それから御承知のやうに愈々改正商法が昭和十五年一月より實施されることになつたので、本書は悉く改正商法を基礎として書いた。これも本書の見逃せない特色だと信ずる。

私はこの著述が、さゝやか乍ら株式會社の全貌を正しく傳へることが出来れば幸であり、また一人でも多くの人が読んで下さることを切望する。

尙最後に早稻田大學商學部助手青木茂男君が校正の勞をとつて下さつたことを感謝する。

昭和十四年九月

伊豆伊東の假寓にて

長谷川安兵衛

目 次

第一章 株式會社の設立 ..... 一

  第一節 事業組織の形態 ..... 一

  第二節 株式會社の特色 ..... 四

  第三節 發起設立 ..... 六

  第四節 募集設立 ..... 一三

第二章 會社設立の基本問題 ..... 一五

  第一節 發起人 ..... 一五

  第二節 賛成人 ..... 一七

  第三節 定款 ..... 一八

    (1) 絶對的必要事項 ..... 一九

目 次 ..... 一

(1)

(a) 目的……………一〇

(b) 商號……………一一

(c) 資本の總額……………一三

(d) 一株の金額……………一三

(e) 本店及び支店の所在地……………一三

(f) 會社が公告すべき方法……………一四

(g) 發起人の氏名及住所……………一五

(2) 相對的必要事項……………一五

(a) 存立の時期及解散の事由……………一六

(b) 數種の株式の發行並に其の各種の株式の内容及數……………一七

(c) 株式の額面以上の發行……………一七

(d) 發起人が受くべき特別の利益及これを受くべき者の氏名……………一八

(e) 現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格及これに對して與ふる株式の種類及數……………一九

(f) 會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額……………三〇

第四節 設立趣意書……………三七

第五節 目論見書……………四四

第六節 株式申込證……………四九

第七節 印鑑用紙……………五九

第三章 株式の募集……………六二

第一節 株式引受申込人の資格……………六二

第二節 株式引受の申込と引受確定……………六三

第三節 權利株とその賣買……………六九

第四章 株金の拂込……………七一

第一節 第一回の拂込……………七一

第二節 拂込は現金……………七四

第三節 拂込の督促……………七七

第四節 第二回以後の拂込……………七六

第五節 拂込なき株式の處分……………八四

第六節 株式讓渡人の責任……………九〇

第七節 現物出資……………九二

(1) 現物出資は發起人に限る……………九三

(2) 現物出資の性質……………九三

(3) 財産の引受……………九四

第五章 株主……………九六

第一節 株主の權利……………九六

第二節 株主の義務……………九九

第三節 株主の資格制限……………一〇〇

(1) 國防關係……………一〇〇

(2) 金融關係……………一〇一

(3) 經濟關係……………一〇一

第四節 株式の讓渡制限……………一〇一

(1) 定款によるもの……………一〇一

(2) 法律によるもの……………一〇五

第六章 株券(その一)……………一〇七

第一節 株券の意味……………一〇七

第二節 株券の記載事項……………一〇九

第三節 株券の讓渡……………一一二

(1) 記名株の名義書換讓渡……………一一三

(2) 白紙委任狀附讓渡……………一一四

(3) 裏書による讓渡……………一一五

目次……………五



(4) 無記名株の譲渡……………二七

第四節 譲渡以外株券の名義書換……………二八

第五節 株券の再交付……………二八

(1) 株券の喪失……………二八

(2) 株券の毀損……………二九

第六節 株券の質入……………二九

第七節 株式の信託……………二九

第七章 株券(その二)……………二九

第一節 優先株……………二九

(1) 優先株の意味……………二九

(2) 優先株の種類……………二九

(3) 利益配當優先株の種類……………三〇

(a) 累積優先株……………三一

(b) 非累積優先株……………三一

(c) 参加優先株……………三一

(d) 非参加優先株……………三一

(4) 優先権の消滅条件……………三一

第二節 後配株……………三二

第三節 無記名株……………三二

第四節 無議決権株……………三二

第五節 保證株……………三二

第六節 優待附株式……………三二

第七節 舊株、新株其他……………三二

第八章 社債券……………三三

第一節 社債の意味……………一四三

第二節 社債の發行……………一四四

(1) 株主總會の特別決議……………一四四

(2) 社債發行の限度……………一四五

(3) 社債の金額……………一四五

(4) 追加募集の制限……………一四五

(5) 償還金額に對する制限……………一四六

(6) 臨時資金調整法による許可……………一四六

第三節 社債の募集方法……………一四六

第四節 社債募集の條件……………一四七

(1) 社債發行價格……………一四七

(2) 社債利子と利拂方法……………一四八

(3) 元利支拂場所……………一四八

(4) 社債の償還期限……………一四八

(5) 償還の方法……………一四八

(6) 減債基金……………一四九

(7) 擔保物の有無……………一四九

(8) 元利支拂保證……………一四九

(9) 特約……………一四九

(10) 其他の條件……………一五〇

第五節 社債の公募及申込……………一五〇

第六節 社債券の記載事項……………一六〇

第七節 擔保附社債……………一六一

(1) 擔保物の限定……………一六三

(2) オープンエンド・モーゲージ制……………一六五

第八節 社債の元利支拂保證……………一六六

第九節 社債の利拂及償還……………一六七

第十節 社債の轉換……………一六九

第十一節 社債権者集會……………一七一

第九章 株主總會……………一七三

第一節 創立總會……………一七三

第二節 株主總會とは……………一七六

(1) 定時株主總會と臨時株主總會……………一七六

(2) 普通株主總會と優先株主總會……………一八〇

(3) 株主總會の權限……………一八〇

第三節 株主總會の招集……………一八二

(1) 招集の通知……………一八二

(2) 總會の場所……………一八九

第四節 株主總會の決議……………一八九

(1) 議決權とその禁止……………一八九

(2) 議決權の數……………一九〇

(3) 代理人の資格制限……………一九一

(4) 議決權行使に就ての制限……………一九二

第五節 通常決議と特別決議……………一九三

(1) 通常決議……………一九三

(2) 特別決議……………一九四

第六節 優先株主總會……………一九六

第七節 株主總會の議事……………一九七

(1) 議事の範圍……………一九七

(2) 議長とその責務……………一九八

(3) 總會議事録……………一九九

第八節 總會決議の通知……………100

第十章 會社計算と損益處分……………101

第一節 會社計算……………101

(1) 財産目録……………101

(2) 貸借對照表……………101

(3) 營業報告書……………101

(4) 損益計算書……………104

(5) 準備金及利益又は利息配當に関する議案……………104

第二節 考課狀……………104

第三節 利益の處分上の制限……………111

(1) 法規制限……………111

(a) 商法の制限……………111

(b) 利益配當の制限……………111

1. 配當制限を受ける會社……………111

2. 基準配當率……………111

3. 基準配當率のない場合……………111

(2) 定款制限……………111

(3) 契約制限……………111

第四節 利益配當の支拂方法……………111

(1) 株主總會の承認……………111

(2) 配當通知書……………111

(3) 配當金領收書……………111

(4) 利益配當税……………111

(5) 配當支拂場所……………111

第五節 配當を受ける株主……………111

(1) 配當請求權の時效……………111

(2) 記名株の配當受取……………一三三

(a) 受取る注意……………一三三

(b) 配當には利息の請求が出来ない……………一三六

第十一章 増資……………二二七

第一節 常態増資と變態増資……………二二七

第二節 増資の形態と方法……………二二八

(1) 額面を増加するもの……………二二九

(2) 株數を増加するもの……………二二九

(3) 兩方法を併用するもの……………二二九

第三節 新株引受權……………二二九

第四節 増資新株の拂込……………二二七

第五節 株式ソレミアム……………二四〇

第六節 株式の轉換……………二四二

第十二章 減資……………二四五

第一節 減資の理由……………二四五

第二節 減資の形態と方法……………二四五

(1) 株金額の減少……………二四六

(a) 免除……………二四七

(b) 拂戻……………二四七

(c) 切捨……………二四八

(2) 株數の減少……………二四八

(a) 消却……………二四八

(b) 併合……………二五〇

(3) 混合減少……………二五〇

第三節 減資手續……………二五〇

(1) 減資の豫備手續……………二五〇

(2) 減資手續……………二五四

第四節 株式の消却……………二五四

(1) 有償による株式消却……………二五五

(2) 無償による株式消却……………二五五

(3) 利益を以てする株式消却……………二五六

第五節 株式の併合……………二五六

第十三章 會社の合併……………二六三

第一節 合併の方法……………二六三

(1) 吸收合併……………二六三

(2) 新設合併……………二六五

第二節 合併契約書……………二六六

(1) 合併交渉委員……………二六六

(2) 合併契約書に關する改正規定……………二七〇

(3) 合併に就ての許可……………二七一

第三節 合併條件……………二七二

第四節 會社合併の法律手續……………二七三

(1) 株主總會の特別決議……………二七四

(2) 財産目録及貸借對照表の調製……………二七四

(3) 會社債權者に對する公告及催告……………二七四

(4) 株券の提供……………二七五

(5) 提供株券引換證……………二七五

(6) 失權株の競賣……………二七七

(7) 新券の交付……………二七七

(8) 報告總會……………二七七

目次……………一七

(9) 總社員の同意……………二七六

第五節 新設合併に於ける新設手續……………二七八

(1) 財産並に事務引繼……………二七九

(2) 株券の提供……………二七九

(3) 設立手續……………二八〇

(4) 創立總會……………二八〇

第十四章 取締役……………二八一

第一節 取締役の種類と代表取締役……………二八一

第二節 取締役の資格……………二八三

第三節 取締役の任期……………二八六

第四節 取締役の報酬……………二八八

第五節 取締役の行爲に就ての制限……………二八九

(1) 競業禁止……………二八九

(2) 會社との取引禁止……………二九〇

第六節 取締役會……………二九一

第七節 取締役の職務と責任……………二九四

(1) 會社に對する責任……………二九六

(2) 第三者に對する責任……………二九六

第八節 相談役、顧問及評議員……………二九七

第十五章 監査役……………二九八

第一節 監査役とは何か……………二九八

第二節 監査役の資格……………二九九

第三節 監査役の任期其の他……………三〇〇

(1) 監査役の任期、報酬、退任等……………三〇一

(2) 監理官.....101

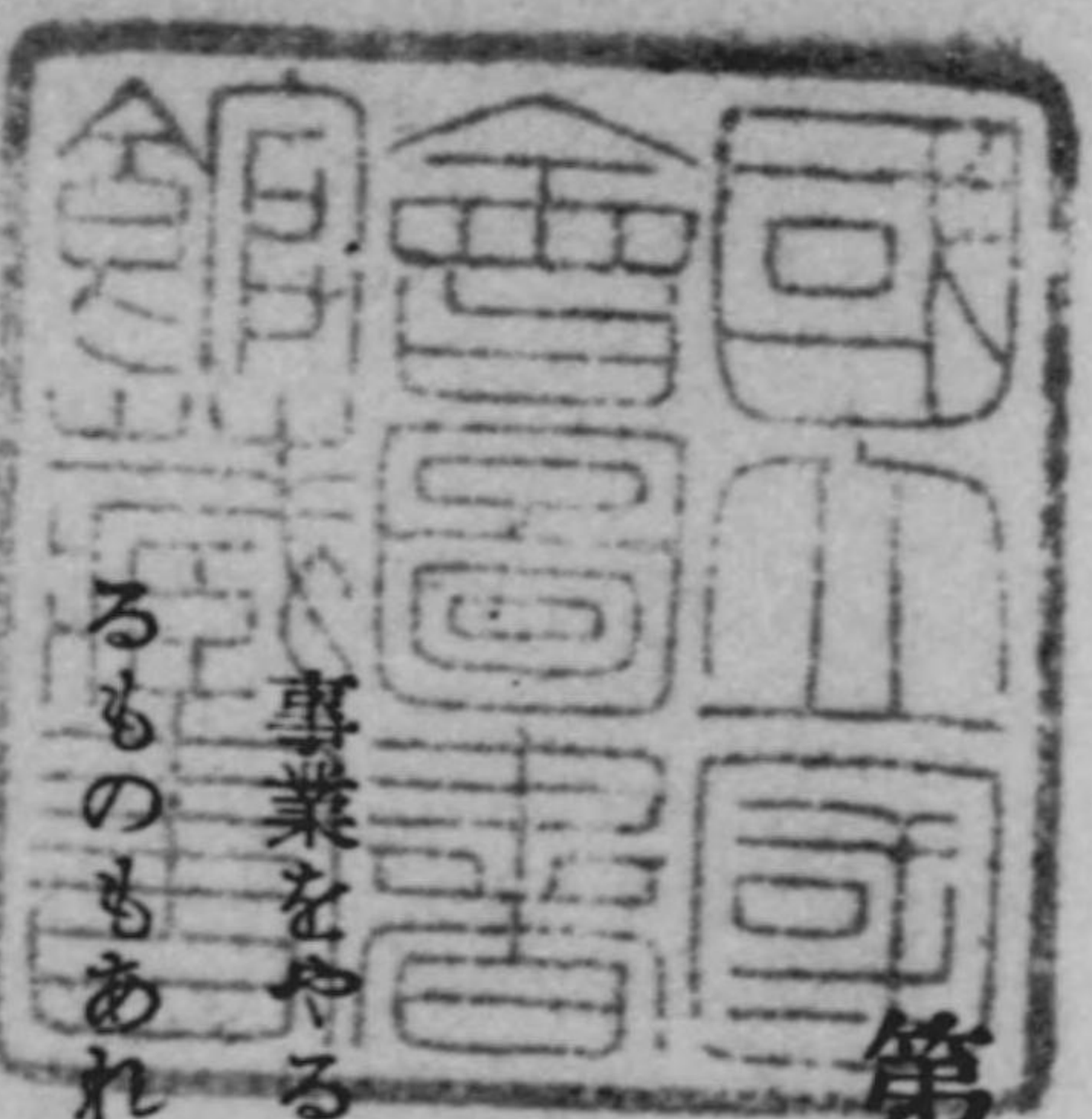
第四節 監査役の職務と責任.....101

(1) 監査役の職務.....101

(2) 監査役の責任.....102

附録

- 1 改正商法による新定款の一例
- 2 改正商法実施に伴ふ株式取扱方に就ての注意



# 第一章 株式會社の設立

## 第一節 事業組織の形態

事業をやるにも、その組織に種々の形態がある。例へば何處までも自分一個の責任で事業をやるものもあれば、親族同志や仲のよい仲間同志が集まつて共同で事業をやるものや、一般民衆から資本を募つて、それを基として事業をやるものもある。それ故、此等の點から事業組織を觀れば大體次の二つになる。

- 1. 個人事業
- 2. 共同事業

個人事業は一個人が單獨で事業をやるのであり所謂ワンマン・ビジネスを指すのである。これに對して共同事業は二人以上の人間が共同出資をなして事業をやる形態で、大體會社といふ形をとるのである。この會社といふものは法律的に云へば商行爲其の他の營利事業をなす目的で設立された社團法人である。今の世の中では、この會社の形をとるものが頗る多くなつて來た。



偕て一口に會社といつても、これにも種々の形がある。我國で會社と名の附くものには大體次の種類がある。

1. 合名會社
2. 合資會社
3. 株式會社
4. 有限會社
5. 株式合資會社

第一の合名會社といふのは數人が共同出資をして營利事業をなすのであるが、この會社の特色は會社を構成する社員が全部連帯して無限責任を持つといふことである。こゝに無限責任といふのは社員としての責任は自分が出資した金額だけで終るものでなく、その責任が自分の財産にまで及ぶものである。それ故合名會社は會社の資本などよりは誰れが社員だかといふことに重きを置かれるのである。

次に合資會社だが、これも數人の共同出資による營利事業であつて會社を構成する社員に無限責任社員と有限責任社員とある。この中、有限責任社員は自分の出資範囲だけ責任を持つだけで、まったく出資者として利益の分配を受け、または出資の範囲で損失の分擔を受けるに止まるのである。だから會社としての仕事は専ら無限責任社員が當るのである。

第三の株式會社だが、これは資本金を平等の株式に分割し且つ株主は株式の額面を限つて責任を持つ形の營利社團である。この株式會社の發達は最近特に著るしく我々が會社と云へば、それは株式會社を指すのだと思はれる程である。先づ株式會社が會社組織の代表的なものである。

第四の有限會社は、新しい形の會社組織であつて社員總數五十人以内、資本金一萬圓以上の有限責任を原則とする營利社團である。この有限會社といふものは昭和十三年に公布された有限會社法によつて初めて設立を認められたものであるが、まだ實施されない關係上實際には有限會社といふものはない。

この有限會社は株式會社と非常に似て居るが、その主要な相異點は次のやうである。

- | 株式會社          | 有限會社            |
|---------------|-----------------|
| 1. 株主の數に制限なし  | 1. 社員總數は五十人以下   |
| 2. 資本金に制限なし   | 2. 資本の總額は一萬圓以上  |
| 3. 一株の金額五十圓以上 | 3. 出資一口の金額は百圓以上 |

勿論前記以外に違つた點はあるが、前記が其の特色ある相違點の主なるものである。

最後の株式合資會社は、その根本の形は合資會社であると云へるが、有限責任社員の出資を株式としたものである。この株式合資會社は我國では寔に振はず全國で三四十社ほどしかない。

## 第二節 株式會社の特色

現代では株式會社萬能時代である。若い人達特に専門學校以上で商業學や經濟學を學んで居る學生の中には卒業後、會社への就職を希望し大臣大將となることよりも會社の重役を、またキャプテン・オブ・インダストリーを目指すものが非常に多い。それならば株式會社とは何か、そしてその特色は何處にあるか？

偕て株式會社とは何であるかといふことは曩に一寸述べて置いた筈だが、これは營利資本團體で資本金を株式に分割する會社組織である。斯やうに株式會社と云へば利潤追求だけを目標とする會社のやうに考へる人達があるが、會社は我利々々主義の營利ばかりが目標であつてはならぬのであつて、これからの全體主義的社會では私益と共に公益も併せ考へねばならぬのである。次に株式會社の特色であるが株式會社といふ組織が何故に今日に於て企業組織形態の花形とな

つたかと云へば、要するに株式會社が次の如き特色を持つからである。

(1) 株式會社は純粹の資本的會社である。資本的會社とは物質に重點を置く會社組織である。即ち會社を設立經營する個人の信用に基礎を置かないで、まったく資本金そのものに重きを置くものである。それであるから物質に重點を置く株式會社を資本的會社と呼ぶに對して合名會社の如く會社を組織經營する人達の人的信用に基礎を置く會社を人的會社と呼ぶのである。こんな譯で株式會社は資本金といふ資金を第一主義とする會社であり株主の責任は額面を限度として終る關係から社會各方面から資本金を集め得る位置にあり、従つて何億といふ資本金を持つ株式會社がとて多くなつて來た。

(2) 株式會社の資本金は平等なる株式に分割される。資本金が株式に分割されることは株式會社の第二の特色である。この株式は會社に對する株主權を示すものであり、この株式は必ず有價證券の形態を採り、それが自由に讓渡され得るものである。勿論株式の讓渡を定款で禁止すれば自由讓渡は出來なくなるが、それは例外で原則的には會社とは無關係にその處分が出来るのである。それであるから株主は合名會社の社員と異り社員一同の承諾を俟たなくても株式を賣買讓渡し得る結果會社に投じた資本と獨立して、いつでも隨時に回收し得る特

性を持つものである。この特性は株式會社に與へられたる貴重なる特色であり、これあるがため株式會社の發達は無限であると云へるのである。

(3) 株主の責任が有限である。大體有限責任とは出資者が出資を限度として責任を持つもので無限責任の如く自己の財産に就てまで責任を持つものではない。株式會社に於ては株主の責任はまづたく株式額面を限るものである。勿論アメリカに於ては國立銀行が株主の責任を額面の二倍として居るが、これは世界的に珍らしい例である。この有限責任なることは我國では絶對的のもので假令定款や株主總會の決議に於て額面以上の責任を負はせやうとしても、それは認められない。この有限責任であることは、これまた株式會社を發達せしめる重大な要素である。

### 第三節 發起設立

株式會社設立の形態に次の二つがある。

1. 發起設立
2. 募集設立

發起設立は發起人が株式の總數を引受けることによつて成立する形である。我國では株式會社の設立には商法の規定により七人以上の發起人が必要であり、この發起人が定款を作成し株式總數の引受があれば會社は成立する。こういふやうに商法の規定にさへ従へば會社が設立出来る主義を一般に準則主義と呼んで居るが、我國ではこの準則主義を採つて居る。

既に知るやうに發起設立は發起人だけが株式總數を引受けて發起人以外から募集しないのであるから會社成立の過程が單純である。それ故發起設立は小規模會社の設立には大變便利のやうにも考へられるが、實際は却つて不便であつて世の中には實質は發起設立であり乍ら形の上だけは募集設立にするものが仲々多い。それならば何故に發起設立は不便なのか？ 其の理由は次のやうである。

1. 發起設立の形をとる時は裁判所に委託して検査役を選んでもらひ、この選任検査役の設立検査が必要である。處が裁判所の検査役選任がオイソレと行はれず早くても二週間ほどを要するとか、また検査役の検査がこれまた敏速に行はれず、そのため設立が意外に遅れることである。

2. 我國ではドイツのやうに銀行が株式總數を引受けて會社を成立させ、その後經濟界の狀勢

に應じて株式を市場に賣出す方法がないためである。  
發起設立の時は募集設立と違つて株式申込證は作らない故發起人は、たゞ各々の引受を證明するため次のやうな株式引受證を作る。

三錢收 入印紙	株式引受證
一、〇〇株式會社 株式〇〇株	
右會社ノ發起人タルコトヲ承認シ前記株式引受申候也	
昭和 年 月 日	住所
	〇〇株式會社發起人
	何 某
	〇〇株式會社發起人御中

備て發起設立の場合は既に知るやうに裁判所に検査役の選任を委託するが、それは次の如き書面を以て本店管轄の地方裁判所になすのである。

### 検査役選任申請

東京市何區何町何番地

申請人 〇〇株式會社取締役

東京市何區何町何番地 何 某

(以下略)

#### 申請ノ趣旨

検査ノ目的タル事項ヲ調査セシムル爲メ検査役選任相成度候也

#### 申請ノ理由

右株式會社ハ資本ノ總額參百萬圓一株五十圓ヲ以テ圖書出版並ニ右ニ關聯スル一切ノ業務ヲ營ムコトヲ目的トシ昭和何年何月何日其定款ヲ作成シ同年同月同日發起人〇名ニ於テ其ノ株式ノ總數ヲ引受ケ同年同月何日株金ノ第一回拂込トシテ其四分ノ一ノ拂込ヲナシ同年同月何日申請人等ヲ取締役ニ選任セリ依ツテ左ノ事項ヲ調査セシムル爲メ茲ニ検査役ノ選任ヲ及申請候也

#### 検査ノ目的

検査ノ目的左ノ如シ

一、發起人が受クベキ特別利益及コレヲ受クベキ者ノ適否

二、現物出資ヲ爲ス者ノ氏名出資ノ目的タル財産、其ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ種類及數ノ適

第一章 株式會社の設立

株式會社の常識

否

- 三、會社の成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及讓渡人ノ氏名ノ當否
- 四、會社の負擔ニ歸スベキ設立費用及發起人が受クベキ報酬ノ當否
- 五、第一回ノ拂込ヲ爲シタルヤ否ヤ
- 六、現物出資ノ給付ヲ完了シタルヤ否ヤ

附屬書類

- 一、定款寫 一通
- 一、取締役選任決議書寫 一通

右申請候也

昭和何年何月何日

右申請人

何

某 印

(以下略)

東京民事地方裁判所裁判長判事 何 某 殿

この申請によつて裁判所は検査役を選ぶが、それは多くの場合裁判所々屬の辯護士から選任す

る。この検査役が検査に必要な一切の書類を検査した時は次のやうな検査報告書を作成するが、この検査に對しては會社は相當な報酬を與へねばならぬ。

調査報告書

拙者儀昭和何年何月何日〇〇株式會社ノ検査役ニ選任相成候ニ就テハ同社ニ於テ同年何月何日迄發起人がナシタル創立事務ノ報告及ビ株式ノ引受ヲ證スル書類其他ノ書類ニ就キ詳細ナル調査ヲ致シ候處左ノ通り相違無之候

- 一、〇〇株式會社ノ資本金ハ參百萬圓ニシテ株式總數六萬株、一株ノ金額五十圓ナリ
- 二、右株式六萬株ハ發起人ニ於テ其總數ヲ引受ケ第一回拂込分四分ノ一(壹株ニ就キ十二圓五十錢)ハ拂込ヲ完了シ其總額金七十五萬圓也ハ株式會社第〇銀行ニ預金セルコト同行ニ於テ調査、ソノ眞實ナルコトヲ確メタリ
- 三、發起人が受クベキ特別ノ利益又ハ報酬ナシ
- 四、現物出資ヲナス者ナシ
- 五、設立費用ハ發起人ニ於テ全部負擔シ會社ノ負擔ニ歸スベキモノナシ

右及報告候也

昭和何年何月何日

第一章 株式會社の設立

何々株式会社

検査役 何 某<sup>Ⓔ</sup>

東京民事地方裁判所長判事 何 某<sup>Ⓔ</sup>

尙現物出資、發起人の特別利益等に就ては例へば次の如き報告を附することが必要である。

- 一、發起人が受クべき特殊ノ利益、同会社株式百株、毎決算期ニ於テ金五百圓ノ贈與ハ正當ナリト認ム
- 二、現物出資ノ目的タル工場壹棟（建坪三百坪）金三萬圓ノ評價額ハ別紙明細書ノ示スガ如ク専門家ノ鑑定ヲ受ケタルモノニテ、其ノ評價額三萬圓ニ對シテ與フル株式數六百株（全額拂込済）ハ正當ナリト認ム
- 三、会社成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル何々機械拾壹、價格十八萬圓モ正當ナリト認ム
- 四、会社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用金壹萬圓ノ支出ハ相當ナリト認ム
- 五、發起人ノ受クべき報酬金壹千圓ハ相當ナリト認ム
- 六、現物出資ノ給付ハ完了シタルコトヲ認ム

裁判所は前記の報告に基き、若し(1)發起人の受くべき特別の利益、報酬、(2)現物出資、(3)会社成立後の財産引受、(4)会社の負擔に歸すべき設立費用が不當なりと認められた場合は、これに變更を加へて發起人に通知することが出来る。そして裁判所の變更に對して二週間以内に異議の申立が

ない場合は通告に従つて定款は變更される。だが裁判所の變更に就き不服がある時は、それを承諾しない發起人は株式の引受を取消すことが出来る。然しそういう場合は定款を變更して設立手續を續行することが出来る。

#### 第四節 募集設立

募集設立は發起人が株式の一部を引受け残りを社會から募集して會社を成立させる形である。これは募集といふ形をとるので設立に種々の面倒が起る。この募集設立の中最も簡単な遺方は緣故募集と稱して發起人が知人關係や取引關係やらを辿つて募集するものである。地方的な會社や小さい會社の設立によく利用される。この場合發起人以外の人達は發起人や賛成人の顔に面して義理で引受ける場合が仲々多く、後で迷惑を受けることも起る。この緣故募集に對して大々的に社會に會社設立を公表して投資家を募る一般募集がある。この一般募集には次の二つの形がある。

1. 直接募集
2. 間接募集

直接募集は發起人が募集に必要な株式申込證とか定款とか設立趣意書、目論見書等を自分で作

つて新聞に廣告するとか或は株式引受をしさうな投資階級（有産階級）に募集關係の書類を送附して株式引受申込を待つのである。だが直接募集だと、この方面に經驗のない發起人がやると應々募集計畫が失敗し、殘株を發起人が責任を以て引受けねばならぬやうなことが起る。

次の間接募集だが、これは募集計畫が失敗しないやうにこの募集一切を證券會社なり其他の専門業者に任せるのである。そうすると募集を引受けた専門業者は若し募集が豫定通り行かなくても不消化の株數だけを引受けてくれるから安全である。だが相當の手數料を拂はねばならぬことは致し方がない。

## 第二章 會社設立の基本問題

### 第一節 發起人

會社設立に就ては七人以上の發起人が必要だ。然らば發起人とは何か？ この發起人は會社設立の計畫者であり且つ會社設立の一切の責任者である。斯やうに發起人は實質的には會社のプランメーカーであり設立に就ての責任者であるが法律的には定款に署名する人が、そうである。假令發起人の仕事をしなくとも定款に署名すると發起人と看做される。この定款署名は自分でやるのがよいが委任狀を附して代理人に署名させてもよい。

この發起人の資格は誰れでもよい。老若男女敢て問はないし會社の如き法人が發起人になつてもよい。たゞ妻とか未青年者が發起人となる時は法定代理人を、また法人が發起人となる時は其の代表者を以てすればよい。斯やうに一度發起人となると法律上重い責任を持たねばならぬから發起人となる際は、その責任に就て十分研究して置く必要がある。こゝに發起人としての責任の主なるものを舉げて参考としやう。

- (1) 發起人は引受のない株式または拂込未済の株式がある時は連帯して株式の引受または拂込をなす義務がある。また株式の申込が取消された場合も同様である。
- (2) 發起人が會社設立に關して其の任務を怠つた時は其發起人は連帯して損害賠償の責任がある。
- (3) 發起人に悪意又は重大なる過失があつた時は其發起人は第三者に對しても連帯して損害賠償の責任がある。
- (4) 會社が成立しない場合に於ては發起人は會社の設立に關してなした行爲に就て連帯責任を負はねばならない。またこの場合は會社の設立に關して支出した費用は發起人の負擔である。
- (5) 取締役又は監査役が創立總會に於て(イ)株式總數の引受があつたか(ロ)第一回の拂込及現物出資の供給があつたかを報告する任務を怠つたことに因り會社または第三者に對して損害賠償の責ある場合に於て發起人も、また其の責に任すべき時は其取締役監査役及發起人は連帯債務者となる。斯くて發起人、取締役または監査役が會社の設立に關して會社に對し損害賠償の責に任すべき場合は、その責任は會社成立の日から三年を経過したる後に於て特別決議をなすのでなければ免除されない。

情て發起人は七人以上は制限がないが、その數が餘り多いと却つて會社設立事務を滞らせるから或る數に制限するがよい。また事情によつて發起人の數が多くなる時は互選して數人の創立委員を選び、これを實行委員とすることも賢明な策である。この創立委員は會社新設に便宜を與へるやうな人や會社設立事務に堪能な人を選ぶがよい。

## 第二節 賛成人

賛成人といふのは單に會社設立に賛成する者であり従つて會社の援助者であり且つ株式の豫約者に過ぎない。故に會社設立には何等責任を持つものでない。この點を株式應募者はよく知つて置かねばならぬ。兎角會社設立募集廣告には禮々しく賛成人の名を發起人と一緒に連ねて置く。それが多く知名の士である。そのため會社設立が容易になり便宜を與へることも事實だが、また飛んでもない迷惑を掛けることもある。それは賛成人の中には新設される會社には縁も由縁もないのに僅かの賞株で賛成人たることを承諾する道義心の薄いものが應々あり社會人は、その賛成人の名を信用して株式申込をした處が、それがインチキ會社であつて非常な迷惑を受け其の爲め破産でもしさうな苦しみを受けて居る時賛成人はとうの昔に株式を處分して涼しい顔をして居る



やうな場合も起る。それ故賛成人を現状の儘許すことは意外に社會に迷惑を掛けるので改正商法で大英斷を以て賛成人に對しても責任を負はせることにした。それは結局次のやうに發起人でなくして株式申込證、目論見書、株式募集廣告、其他株式募集に關する文書に自分の氏名や會社設立を贊助する旨を記載することを承諾した者は自分を發起人だと誤認して株式の申込をなした者に對しては發起人と同一の責任を持たせることにした。

### 第三節 定 款

大體定款といふものは會社の組織とか資本金とか、株式とか、株主總會とか重役とか計算とか會社經營上の基本大綱を示す書類である。この定款は會社新設に當つて發起人が必ず作成すべきものである。この定款は會社設立に當り作成せねばならぬが、改正商法ではこれを公正證書にして置かねば効力がない。そして公正證書にするには公正役場で公證人の認證を受けるのである。その場合自分自ら認證を受ける必要なく代理人でもよいが、其の際は次のやうな委任狀を附ける必要がある。

#### 公正證書作成委任狀

印 紙

委 任 狀

拙者等……………ヲ以テ代理人ト相定メ左記權限ノ事項ヲ委任ス

一、……………株式會社ヲ設立スルニ付拙者等發起人トナリ別紙定款ヲ作成セルニ依リ之カ認證手續ニ關スル一切ノ行爲

右委任狀仍而如件

昭和 年 月 日

〇〇株式會社

發 起 人 何 某 印

(以下發起人全員記名捺印ノコト)

偕て定款には、どんなことを記載するのか？ 元來定款は會社の憲法に類するものであり、これに依つて會社の内容を知ることが出来るものであり、また會社經營者は、すべてこの定款に従つて經營に關する行動をなすものであるから定款の作成は慎重なる態度を採らねばならない。

#### (1) 絶對的必要事項

先づ定款には商法の規定によつて必ず定款に記載せねばならぬ事項がある。これを通常絶對的

必要事項と呼んで居るが、この事項は萬一これを定款に記載しない時は定款としての効力がなくなるものである。それ故この事項に就ては特に注意が必要である。この絶對的必要事項は次の七つである。

- (1) 目的
- (2) 商號
- (3) 資本の總額
- (4) 一株の金額
- (5) 本店及支店の所在地
- (6) 會社が公告をなす方法
- (7) 發起人の氏名及住所

ここで注意を要することは現行商法では取締役が所有すべき株式の數に關する記載を要求して居るが、これは今度削除された。

(a) 目的

目的とは會社が營業しやうとする業種をいふのである。即ち營業目的を記載するのである。こ

の業種は法律で禁止するもの以外は何でもよいが、その目的を示す場合は、その内容が誰れにでも常識のある限り判るやうな程度で記載することが必要である。殊に營業種目が多い場合は項目に分けて列擧するがよい。

(b) 商號

商號は法人として營業上使用する名稱である。即ち社名に他ならない。株式會社では株式會社であることが判るやうに株式會社といふ文字を何處かに用ひねばならない。それは株式會社といふ文字が商號の初めでも終りでもよい。株式組織で株式會社といふ文字を商號中に使用しなくとも差支へのないものは特例として日本銀行があるだけである。また株式會社では必ず商號中に株式會社たる文字を使用せねばならぬが銀行は特に銀行なることを商號中に唱ひ込み、また保險會社は保險の種類を商號中に織り込まねばならない。尙商號に就ては、どんな名稱を用ひても差支へない。例へば經營者の名前でも土地の名稱でも、また外國語を假名書にしてもよいが自分以外の會社が登記した商號は同市町村内では同一の營業のために使用することは許されない。この商號の選擇に就ては語呂の悪いのや記憶に不便なものは成るべく避け、出來得る限り簡潔にして且つ營業の種類を明確に示し得るものを選ぶことがよい。

## (c) 資本の總額

株式會社は純然たる資本的會社であるから資本金の如何は會社の原動力を示す重要問題である。株式會社は先づ資本金額を確定しなければならない。これを法律上資本確定の原則と名付けて居る。この資本金は邦貨を以つて示されるのが一般的であるが外國貨幣で表示したからといふて違法ではないが、特殊理由がなければ好んで外國貨幣などで表示することは避けた方がよい。この資本金は窮極會社の規模を現はすものであるが、その金額には別に制限がない。それ故一千圓位の小資本金の株式會社もあり得る筈である。尤も營業の種類によつては最低の資本額が法律的に定められるものがある。例へば銀行、信託會社、保險會社のやうな營業はさうである。この資本金は一度に全額拂込をする必要はない。そこでこの資本總額を一般に公稱資本金とか名目資本金とか呼んで居り、現實に拂込んだのを拂込資本金といふ。

## (d) 一株の金額

株式會社では資本金は平等の株式に分割されることが特徴だ。そして我國では一株の額面を明確に定款に記載せねばならない。これはアメリカのやうに無額面株の發行が許されないからである。この額面は分割拂込の場合は五十圓以下であつてはならないが一時に全額拂込をなす場合に

限つて二十圓といふ小額面の株式の發行が出来る。大體我國では通常五十圓といふ額面が標準となつて居るが二十圓といふ小額面の株式も近來仲々發行されるやうだ。殊に興行物關係の株式會社に於ては全盛であり、また小規模の地方的會社にも相當に多い。この小額面の株式は全額拂込である故、株主は株金の未拂込がないから後から拂込徴收といふやうなことが無くて済む故前記のやうな會社には至極よろこばれる。二十圓といふ額面の株式は官報や商業公告指定新聞をみると最近案外たくさん眼に觸れるが二十五圓といふ額面を持つものは案外少ない。これに對して五十圓以上の額面を持つものも餘り多くはないが百圓といふ額面を持つものは特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、保險會社、鐵道會社といふやうな方面に少しくみられる。また二百圓以上の額面を持つものもつと数が寡い。尙注意すべきことは一度五十圓以上の額面ある株式を發行した以後に於ては額面を減少して二十圓とすることは出来ないことである。

## (e) 本店及び支店の所在地

營業所は、これを定款に記載せねばならない。而して營業所の本據を本店と呼び、その營業所の延長を支店とか出張所とか云ふのである。若し本店の他に支店を持つ時は、この支店の所在地を内地支店または外國支店を問はず併せて記載せねばならない。この場合所在地は内地なら東京

市とか大阪市とか神戸市とか外國ならば桑港市とか紐育市とか倫敦市とか巴里市とかいふやうに營業所の存在する最小行政區劃を示せばよく東京市麹町區丸ノ内一丁目一番地といふやうに詳細に記載する必要はないし、またさういふ記載をなすと同一市内または同一區に移轉する必要がある場合でも一部定款の變更となり、而も絶対必要事項の變更であるから其度毎に株主總會の特別決議をせねばならぬ厄介がある。

(f) 會社が公告すべき方法

會社は公告をどういふ方法でなすかを定款に記載せねばならない。これは株式會社が廣く公衆から資金を集めた純粹の資本的會社であるため株主を初め多くの利害關係者があることから會社に對して特に社會に公表すべき義務を負はせて利害關係者に對し知らぬ間に迷惑の懸ることを未然に防ぐやうにしたからである。會社公告に就ては、その公告方法を必ず定款に記載しなければならぬとしたのは會社に公告義務を負はせてみた處で經營者が故意に公告方法を、その度毎に變更することを許せば公告の効果は殆んど無いから、この公告方法を定めさせるためである。この公告方法は改正商法では官報または時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げることが必要で現在のやうに店頭公告や、その他の公告法は許されない。注意すべき一事である。

(g) 發起人の氏名及住所

發起人は、その責任を明かにするため、その氏名並に住所を記載することが必要であるが、それには發起人の署名または記名捺印をせねばならない。既に知るやうに假令發起人としての仕事をしても定款に署名しなければ發起人としての責任はない。定款に氏名及住所を記載するに當つては住所は特に正確に示さねばならぬ。そしてそれは戸籍謄本にある住所と一厘一毛も違はぬやうにし、番地の示し方も貳拾參番地といふが如く難かしい數字を用ひねばならない。そうでないと設立登記に際して訂正を命ぜられる惧がある。この定款に住所を記載することは實際上餘り必要ではない。それ故果して住所を記載する必要ありや問題は實際の必要が無いからとて、これを定款に記載せぬと定款としての效力を失ふ故に注意せねばならない。次に定款には發起人の引受株數は記載する要はないが實際には大概發起人の引受株數も併記して置くやうである。これはどの發起人が、どの程度の出資關係があるかを明確にすることから實際には當を得た遺方である。

(2) 相對的必要事項

定款には相對的必要事項といふて、これを定款に記載することによつて初めて效力を持ち得る

幾つかの事項がある。それは次の七つである。

- (1) 存立の時期又は解散の事由
- (2) 數種の株式の發行並に其の各種の株式の内容及數
- (3) 株式の額面以上の發行
- (4) 發起人が受くべき特別の利益及これを受くべき者の氏名
- (5) 現物出資をなすもの、氏名、出資の目的たる財産、其の價格及之に對して與ふる株式の種類及數
- (6) 會社の成立後に譲受くることを約したる財産、其の價格及讓渡人の氏名
- (7) 會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額

(a) 存立の時期及解散の事由

存立の時期とは會社の生命である。この存立期間の記載には昭和何年何月何日迄といふやうに特定日を示す方法を採用のものと會社設立の日より滿三十ヶ年とか滿五十ヶ年といふやうに期間で表現する方法とあるが、然し特定日を示すものが斷然多いやうである。次に解散の事由であるが、これは法律上の解散以外の特別の理由によつて會社を解散させるものを指すのである。そして存

立の時期を定めた時は特に株主總會で、その期間を延長するものでなければ會社は消滅する譯である。また定款記載の解散の理由が生じた時は解散せねばならない。それ故特別の事情があるのでなければ存立の時期と解散の事由は記載しない方がよい。實際にも、これを記載せぬものが頗る多い。

(b) 數種の株式の發行並に其の各種の株式の内容及數

現行法に於ては優先株は増資の場合の他は會社新設の際その發行が許されないし、また後配株の如きは地方鐵道以外には、その發行が認められない。更に、また議決権のない株式も認められなかつた處が今度商法の改正によつて會社新設の場合に優先株の發行が認められるし、また後配株も許されるし、更に資本の四分の一までは議決権のない株式の發行も許されることになり公衆に對する投資の自由が擴張された。そこで優先株とか後配株とか議決権のない株式を發行した時は各種の株式の内容及、その株式數を定款に記載せねばならないことになつた。これは今度の改正中、重要なもの一つである。

(c) 株式の額面以上の發行

額面以上で株式を發行せる時これをプレミアム附發行といふが、株式をプレミアム附にて發行

する際は、これを必ず定款に記載せねばならない。我國ではプレミアム附の發行は許すが額面以下の發行即ち割引發行だけは許さない。これは要するに株式に割引發行を許す時は資本の充實が出来ず、従つて資本的會社として困るから特に法が、これを禁じて居るのである。

借てプレミアム附發行であるが、これは會社新設の場合も、また増資の場合もみられるが殆んど増資の場合といふてもよい程である。然らばプレミアム附發行の場合にはどんな風に定款に記載するかと云へば、たゞ額面以上の價格で發行することを得と記載すれば足りるので發行價格などは記載する必要はない。然し實際には株式を一定額（例へばプレミアム二十圓）以上といふやうに最低額を示すものや、また均一に一定額と記載するものが相當にある。

(d) 發起人が受くべき特別の利益及これを受くべき者の氏名

發起人は會社設立の企畫者であり、従つて重要な職責を有するものである。それ故發起人の努力、貢獻に對して屢々特別の利益を與へることがあるが、それは皆財産上の利益であつて、例へば一定の現金とか新株引受權とか會社設備の利用とか特別の配當率であるとか利益配當に就ての優先權であるとか殘餘財産分配に就ての優先權であるとか、または製品を安く受けるとか、無償で受けるとかいふやうな特別利益を與へ得るものである。だが、ここに注意すべきことは發起

人が引受けた株金の拂込を免除するといふことは特別利益とは認められない故に發起人の功に酬ゆるものとして會社の株式を與へることは出来ないといふことである。また發起人に與へる特別利益は發起人そのものに對して與へるものであるから優先株のやうに、その特權が株式に附屬して居るものではない。それだから特別利益を受け得る權利だけを離して讓渡することは出来ない。斯やうにして若し發起人に對して特別利益を與へる時は如何なる特別利益であるか、また如何なる發起人に特別利益を與へるか、その氏名を定款に記載しなければならぬ。そして一旦定款で特別利益を與へることを定めたならば特別利益を受ける發起人の同意がなければ定款を變更して特權の制限または剝奪をすることは出来ない。この特別利益をどの程度に與へるかは仲々難かしい。若し餘り寡少である時は企業家を遇する途を知らぬと云はれ、反對に多きに過ぎる時は發起人を腐敗させ所謂會社屋の跋扈を招く惧があると云はなければならぬ。

(e) 現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、

其の價格及これに對して與ふる株式の種類及數

株式會社の出資法は原則として現金であるが例外として有價物件の出資も認める。これを現物出資といふが、土地、建物、機械、器具、什器、造作、商品、有價證券等の如き有形財は勿論營

業權、特許權、著作權、漁業權、水利權、鑛業權、實用新案權、專賣權（販賣權）電柱使用權、地上權、製作權、受乳權等々の無形財も出資財産として取扱はれる。改正商法では明確に現物出資は發起人に限つて許されることを規定した。

この現物出資が許され且つ優先株の發行が會社新設の場合も許されるとアメリカのやうに現物出資に對して普通株が與へられ公衆に對しては優先株が發行せられるやうになるかも知れない。そして改正商法實施後は優先株が活躍する時代が来るであらう。現物出資の場合は兎角、出資財産の價格が實質價值よりも遙かに大きく評價される嫌がある。つまり過大評價が行はれて株式が水ぶくれとなり所謂水株が出来る惧がある。尤も現物出資の際は若し出資財産が不當に高い時は創立總會で、これを變更することが出来る。

#### (f) 会社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額

法律では設立費用といふが實際は創業費と呼んで居る。この會社設立に必要な趣意書、目論見書作成の費用、定款の作成費、株式申込用紙、株式募集費、假事務所費等々の諸費用は、一括してこれを定款に記載せねば效力はない。なぜ創業費を定款に記載させるかと云へば、元來創業費といふものは、一定して居るものではなく事業の性質や、その他の關係から費用額が異なる。そこ

で創業費に就て豫め制限を設けさせないで發起人の自由に許す時、惡徳無責任の發起人である必要以上の創業費を會社から支拂はせ着服する惧があるからである。それ故定款には必ず創業費の概算を記載して不當な支出をさせないやうにして居る。若し定款記載の金額を超へて創業費を要したとしても、その超過額は發起人の責任であり彼等が負擔しなければならぬ。この創業費の定款記載は通常豫定の最高額を示すもので、例へば「設立費用ハ五千圓以内トス」といふが如くであり、若しこの金額以内で済んだ場合は創立總會で、その實際額の承認を受けるものである。次に發起人の受くべき報酬であるが、これは彼等に與へる特別利益と異り一時的の給付である。この報酬額は、その金額を明確に定款に記載せねばならぬが、それは發起人全體に對して與へる報酬の總額で足りるので殊更各發起人にどれだけ與へるかを明細に示す要はない。

定款に記載すべきものは前記の事項に限るべきものでなく其の他會社組織並に經營に關する種々の事項を記載する。而して定款には必ず定款作成の日附を書き入れ發起人全部がこれに署名することとなつて居る。この定款署名は法律的には定款といふ書類の作成を指すものと解せられて居る。この定款には參錢の收入印紙を貼用することが必要であり、これに發起人が消印して置く定款は通常美濃紙を使用し、これを綴込んで置くが、その寫本は一般に印刷して居る。

東京〇〇株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ左ノ業務ヲ經營スルヲ以テ目的トス
- 一 瓦斯製造及供給
  - 二 瓦斯副生物精製及販賣
  - 三 瓦斯器械製作及販賣
  - 四 石炭鑛ノ試掘及採掘
  - 五 前各號ノ事業ニ附帶ノ業務
- 第二條 本會社ノ資本金額ハ一億圓トス
- 第三條 本會社ハ東京〇〇株式會社ト稱シ本店ヲ東京市ニ置キ便宜ノ地ニ製造所及營業所ヲ置ク
- 第四條 本會社ノ存立時期ハ明治十八年十月創立ヨリ滿九十九年トス
- 前項ノ期間ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得
- 第五條 本會社ノ公告ハ本店ノ所轄裁判所カ登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 第二章 株 式
- 第六條 本會社ノ株式ハ二百萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス
- 第七條 本會社ノ株券ハ記名式トシ左ノ四種トス

- 甲種 一株券
- 乙種 十株券
- 丙種 五十株券
- 丁種 百株券

- 第八條 株式ヲ讓受ケタル者ハ本會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ株券ヲ添ヘテ提出スヘシ  
相續、遺贈又ハ法律上ノ手續ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ本會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ其取得  
ヲ證スヘキ書面及株券ヲ添ヘテ提出スヘシ
- 前二項ノ場合ニ於ケル名義書換ノ手数料ハ株券一枚ニ付金五錢トス
- 第九條 株券ノ毀損又ハ種類變更ノ爲メ新株券ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ本會社所定ノ書式ニ依リタル請  
求書ニ株券ヲ添ヘテ提出スヘシ
- 第十條 株券ノ紛失又ハ滅失ニ依リ新株券ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ本會社所定ノ書式ニ依リ保證人二名  
以上ノ連署ヲ以テ其請求ヲ爲スヘシ
- 本會社ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ其事實ヲ調査シ眞實ト認メタルトキハ新株券ヲ交付スヘシ
- 第十一條 前二條ノ場合ニ於テ新株券發行ノ手数料ハ株券一枚ニ付金二十錢トス
- 第十二條 株主ハ其氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツヘシ其變更ノ場合亦同シ但シ外國人ニ在リテハ署  
名鑑ヲ以テ印鑑ニ代フルコトヲ得

第二章 會社設立の基本問題



外國ニ居住スル株主ハ日本國內ニ假住所ヲ定メ又ハ代理人ヲ置キ代理人ハ其印鑑ヲ添ヘ其旨本會社ニ届出ツヘシ但シ代理人外國人ナルトキハ署名鑑ヲ以テ印鑑ニ代フルコトヲ得

第十三條 本會社カ株主ニ對シテ爲スヘキ通知、催告等ハ株主カ届出テタル住所、假住所又ハ代理人ニ宛テ之ヲ發スヘシ

第十四條 本會社ハ毎年一月一日及七月一日ヨリ各定時總會ノ終結迄株式ノ讓渡ニ係ル名義書換ヲ停止ス

第十五條 株金ノ拂込ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第十六條 株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ其拂込ヲ爲スヘキ期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付一日金四錢ノ割ヲ以テ遅延利息ヲ支拂ヒ且遅延ニ因リテ生シタル損失ヲ辨償スヘシ

第十七條 株主ハ其拂込ムヘキ株數全部ニ滿タサル拂込ヲ爲ストキハ其拂込額ヲ充當スヘキ株式ノ株券番號ヲ指定スヘシ若シ拂込ノ際之ヲ指定セサルトキハ本會社ニ於テ適宜之ヲ充當スヘシ

第三章 株主總會

第十八條 本會社ノ定時總會ハ毎年一月及七月之ヲ開ク

第十九條 總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第二十條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス

第二十一條 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ議長自己ノ議決權ノ行使ヲ妨ケス

第二十二條 株主又ハ其法定代理人ハ他ノ出席株主ニ委託シテ其議決權ヲ行フコトヲ得但シ委任狀ヲ以テ代理權ヲ證明スヘシ

第二十三條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ當リ取締役總テ事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉スヘシ

第二十四條 議長ハ會議ヲ延期シ又ハ會場移轉スルコトヲ得

前項會議ノ延長ハ一週間ヲ超ユルコトヲ得ス

延期會議ノ議事ハ前會議ニ於テ決議ヲ了ハラサリシ議案ノ外ニ涉ルコトヲ得ス

第二十五條 總會議事ノ要領ハ總會議事錄ニ登載シ議長及出席株主二名以上之ニ連署連印シテ本會社ニ保存スヘシ

第四章 役員

第二十六條 本會社ニ取締役十名以内監査役三名以内ヲ置ク

取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得

第二十七條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十八條 取締役ノ任期ハ三年トシ監査役ノ任期ハ二年トス但シ取締役ノ一部又ハ監査役ノ一部ノミヲ選任スルトキハ其者ノ任期ハ他ノ在任同役ノ殘任期ニ依ル

第二章 會社設立の基本問題

取締役及監査役ハ其任期最終ノ利益配當期ニ關スル定時總會ノ終結前ニ任期満了ノ場合ニハ該總會ノ終結迄其任期ヲ伸長スルモノトス

第二十九條 取締役及監査役ハ第二十七條ニ規定シタル資格ノ喪失、破産、禁治産又ハ準禁治産ニ因リ退任スルモノトス

第三十條 取締役ハ在任中其所有ニ係ル自己名義ノ本會社株券二百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

前項ノ株券ハ取締役ノ退任シタル場合ト雖モ其期ノ計算ニ付株主總會ノ承認ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ還付セサルモノトス

第三十一條 取締役ハ取締役會ヲ開キ其決議ヲ以テ本會社ノ業務ヲ統理施行スルモノトス

取締役ハ過半数ヲ以テ決議ヲ爲ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十二條 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名ヲ置キ副社長一名及常務取締役二名以内ヲ置クコトヲ得

第三十三條 監査役ノ互選ヲ以テ常任監査役一名ヲ置クコトヲ得

第三十四條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 取締役ハ其決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ囑託スルコトヲ得

#### 第五章 計 算

第三十六條 本會社ノ事業年度ハ一年ヲ二期ニ分チ一月一日ニ起リ六月三十日ニ終ルモノヲ上半期ト稱シ七月一日ニ起リ十二月三十一日ニ終ルモノヲ下半期ト稱シ各其末日ヲ以テ決算期トス

第三十七條 本會社ハ每期總收入金ノ内ヨリ營業上一切ノ費用及損失ヲ引去リタル殘額ヨリ市納付金ヲ控

除シタルモノヲ純益金トシ之ヲ準備積立金、株主配當金並別途積立金ニ分配ス

第三十八條 別途積立金ハ機械、建物、瓦斯管等ノ改修、缺損金ノ補填及株主配當金ノ補足其他必要ノ場

合ニ於テ取締役會ノ決議ニ依リ之ヲ支出スルモノトス

第三十九條 利益配當金ヲ受クヘキ者ハ毎期末日最終ノ株主トス

第四十條 新ニ拂込ミタル株金額ニ對シテハ拂込期日ノ翌日ヨリ起算シテ利益金ヲ配當スルモノトス

#### 第六章 附 則

第四十一條 第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要アルトキハ本會社ノ業務ニ直接關係アル他會社ノ株式ヲ所有スルコトヲ得

#### 第四節 設立趣意書

設立趣意書は、また創立趣意書とも云ふが、これは何故に會社を新設するか、その理由を説明したパンフレットのやうなものである。依て會社新設が計畫され株式募集の段取となつても、會社の設立の趣意がハッキリしなくては應募しやうとする者は躊躇する。そこで會社の營業はどんなものであるか、その事業を初める理由はどこにあるか、そしてその事業は將來有望かどうかと

いふことを明確に示したものである。それ故設立趣意書は別の面から觀れば株式募集勸誘書のやうなものだ。それだけに設立趣意書の書振りは難かしいものである。だが社會を偽くやうな嘘の趣意書を書くことだけは慎しまなくてはいけない。

こゝに設立趣意書の一例を示さう。

### 設立趣意書

#### 一、近代工業に於けるアルミニウム需要の趨勢

アルミニウムが實用金屬として紹介せられたるは僅かに五十年前の事なるが、當時早くも其の重要性は工業界の認むる所となり、其後合金技術の進歩につれ「ジュラルミン」の如き其の性能亦他金屬の追従を許さざるもの製出せらるゝに及び、今やアルミニウムは工業材料界の寵兒として、絶對不可缺のものとなりたるは、敢て縷説を要せず。然も近年製煉法の發達により、漸次廉價に供給せらるゝ事となりたる結果、其の用途も工業各部門に擴張せられ、兵器、航空機は元より、工業用具、食器類の製造を初めとし、最近に至りては汽車、自動車等の車體より更に建築材料としての利用等鋼鐵の領域に迄一段の進出を見るに至れり。最近の調査によ

れば、一九三五年度世界アルミニウムの總生産高は約二十五萬噸にして、其の消費高は三十萬噸と稱せらる、其の統計によれば、生産は常に消費に追はれながらも略々需要の均衡を保ち來りしが、最近歐洲を中心とする國際政局の緊迫は延いて列國軍擴の趨勢を促し、軍需資材としてのアルミニウムの消費は飛躍的增加を招來し、需要範圍の擴張と相俟て、將來アルミニウムの消費分野が益々多岐廣汎に亘るべきは敢て想像に難からざるなり。

#### 二、國防材料としてアルミニウム自給の必要

近代國防工業に於ては、兵器製造の獨立を初めとし如何なる觀點よりするもアルミニウムの自産自給は絶對の緊要事とす。元來アルミニウムは化合物の形に於ては地球上到る所に存在するものなるも、之れを金屬として工業的に分離析出すること甚だ困難なり。従つて實際採用せらるゝ製法も僅か二、三有るに過ぎず、然も何れも原料をボーキサイト一種にのみ仰ぐを以て、鑛石の偏在に因りてアルミニウムの生産も亦、各國に普からず。ボーキサイト無き國は、實に一塊のアルミニウムをも製出することなきを一般の現状となす。故にボーキサイトを有せざる國は、新原料新製法によるアルミニウム自産の途を確立せんが爲め、或は奨励金交付により或は關稅の障壁を設け只管之が助成發達に努めつゝあり。翻て吾國を觀るに、之れ亦ボーキサイ

トを産せざる國の一として、從來所要のアルミニウムは一切之れを輸入に仰ぎたるを以て、其の數量其の價格共に何れも世界唯一のアルミニウム販賣機關たる、國際アルミニウム・カルテルの意の儘に操られ殆んど其の願使に甘するの外なく、國策上洵に寒心に堪へざるものあり。輒近新原料によるアルミニウム製法發見せられ、其の製造漸く緒に就きたりと雖も其の數量未だ語るに足らず。國際情勢の不安深化を前にして、國防上アルミニウム自給の途を講ずることは焦眉の急事にして一日も忽にする能はざるものあり。

### 三、現代アルミニウム工業の最大難關

現在の方式に従へば、アルミニウムの製造は之れを二段階に分つ。即ち原料鑛石よりアルミナを製出するを其の第一段とし、次に其のアルミナを電解して金屬アルミニウムを煉出するを其の第二段と爲す。ボーキサイトを原料とする場合は、以上兩段階共に既知の製法として、確實に行はれ得べきも、新たな原料を以て新たな製法を創始せんとする時、其の第一段階たるアルミナの製出は、最難事にして、純良なるアルミナ製出の成否は吾國産アルミニウム工業の成否の岐るゝ所なり。現下吾國に於て行はるゝアルミニウム新製法は何れも朝鮮又は滿洲に産出せらるゝ鑛石を原料とするものにして、漸次相當の成績を收めつゝあるが如きも、尙完全

なりとは言ひ難く、何れも純良なるアルミナの製出に全力を注ぎつゝも尙ほ未だ及ばざるものありと見るべきなり。

### 四、吾國アルミニウム工業の現状

昭和十一年度吾國アルミニウムの全消費高は約二萬噸にして其中自給せられたるものは僅かに五千噸に過ぎずと稱せらる。現在、工場の既設未設を問はずアルミニウム製造會社として數へらるゝものは總て五社にして其の總生産能力約二萬五千噸となす。目下工場建設中のものありて、未だ其の全能力を發揮するに至らず、各社が其の特質を發揮して充分なる成績を擧ぐるは、更に相當の日時を要すべし。

### 五、磷酸礬土鑛と加藤博士の新處理法

今回吾社が原料として使用せんとする鑛石は、磷酸礬土鑛と稱し、磷酸とアルミナを主成分とする灰白色の鑛石なり。本鑛石は現在大日本製糖株式會社の所有に屬する、沖繩縣島尻郡北大東島に産出し、品質優良、汎く全島に亘り豊富なる埋藏を見る。之れを從來知られたるアルミニウムの鑛石と比較せば

	アルミナ	鐵分	硅酸	加里	磷酸	硫酸
磷酸礬土	四〇―五五	〇―七、五〇、一―五	―	―	一〇―五一	―
ボーキサイト	五〇―六〇	二〇―二五	一―五	―	―	―
明礬石	二五―四〇	〇、五―三	一―三〇	六―一一	―	二六―三六

大凡前掲の如きものにして、吾が磷酸礬土鑛はアルミナの含有量殆んどボーキサイトに匹敵し、然も同時に肥料三要素の一たる磷酸を多量に含有する甚だ特徴ある鑛石なり。本鑛石は大正五年以來、其の含有磷酸を肥料とする目的を以て採掘販賣せられしが、此度東京工業大學教授理學博士加藤與五郎氏の一年有餘に亘る研究の結果、最も完全なる處理法發見せられ、斯種工業が最も難事とする純度高きアルミナの製出に成功せり。本製造法は、最初工業大學に於て第一次工業試験を實施して優秀なる成績を收めたるも、化學工業が最も慎重なる取扱を必要とする事實に鑑み、更に之が萬全を期する爲め、昭和十一年九月大日本製糖株式會社東京工場内に中間工業試験工場を設置し、相當數量の鑛石を以て連続處理の實驗を爲したるに、更に豫期以上の優良なる結果を擧げ得たるを以て茲に本製造に對する確信を得たる次第なり。本製法により

産出せらるゝアルミナは其純度九九・五を越ゆるものにして、ボーキサイトを原料として製出せられたる外國品中の最も優良なるものにも勝り、國産原料によるアルミナ製造の最大難關は茲に全く征服せられたるものと言ふを得べし。

#### 六、副産物の活用

本製法にては其の副産品として、高價なる磷酸と硫酸アンモニアとを産出す。磷酸の用途は汎く且つ多岐に亘り、之れを原料として精製せらるべき種々なる磷化合物は化成肥料並に各種高級藥品として、同時に産出せらるゝ品質優良なる硫酸アンモニアと共に有利なる採算を期待し得べし。

#### 七、結論

本會社は以上詳述せし如く、國産原料たる北大東島産の磷酸礬土鑛を用ひ、現代アルミニウム工業の最大難關を突破して、優良なるアルミナを製造し、之れを業界に提供して國防工業の完成に力を致し、その副生する各種肥料は之れを廉價に配布して農村振興の一助となし、磷酸の一部は之れを精製して諸種の高級化學藥品製造に充てんとす。然も將來必要ある場合、電解の設備を施すに於ては直に金屬アルミニウムを製出し得べく營利事業として一面國家的事業の

性質を有するものなり。

本會社設立の趣意上記の如くにして、實に我國アルミニウム工業の確立に寄與せんとする重要な企業なると同時に、その收支採算は別記の如く事業の前途有望なるを認めしむるものあり是吾人が茲に本會社の設立を發起せる所以なり。

昭和 年 月

發起人

### 第五節 目論見書

目論見書、または起業目論見書といふものは會社の設立計畫はどうか、設立後會社の收支豫算はどうか、そして利益處分としてどういふ程度の配當をなすかといふやうな計算上の豫定を示したものである。このプロスペクタスが株式募集には最も重要な役割をなすもので會社の内容や、そしてその會社の將來が有望かどうかは結局これで判断するより他はない。この目論見書の見方といふものは實際は難かしいものである。利に敏い投資家は、この目論見書を分析してみても株式募集に應ずべきかどうかといふ腹をきめるのである。それだから兎角發起人は、如何にも有

望な計畫にみえるやうに目論見書を出駄羅目に作る。三割も五割も儲かるやうに計畫を立て、居る目論見書の時々見掛ける。だが、これに釣られて應募するのは應募する方も悪いが目論見書を作る發起人も悪いし賛成人も無責任である。これは要するに目論見書の記載に就ては責任がないからだ。だから應募者は用心して目論見書を十分調査しなければならぬ。こゝに起業目論見書の一例を示さう。

### 起業目論見書

#### 第一、會社ノ名稱

「〇〇化學工業株式會社」ト稱ス

#### 第二、事業ノ目的

- 一、アルミナノ製造及ヒ販賣
- 二、各種肥料ノ製造及ヒ販賣
- 三、各種化學工業品及ヒ藥品ノ製造並販賣
- 四、前記ノ目的ニ關聯スル事業ノ經營又ハ之ニ對スル出資

#### 第二章 會社設立の基本問題

第三、事業資金

一、資本總額 金貳千萬圓也

但シ壹株金五拾圓 四拾萬株

二、第壹回拂込金 金五百萬圓也

第四、事業計畫

本計畫ハ大日本製糖株式會社所有ニ係ル沖繩縣島尻郡北大東島鑛山ニ於テ產出スル磷酸礬土  
鑛年產壹萬五千吨ト別ニ硫酸（接觸式日產壹百吨）、「アンモニア」（ハーバー・ボツシュ法日產  
四拾吨）ノ自家製造ヲ行ヒ之等ヲ原料トシテ「アルミナ」五千壹百吨、硫酸貳萬五千八百吨及  
化成肥料（磷酸二〇パーセント、窒素一六パーセント）貳萬吨ヲ製造セントスルモノナリ。而  
シテ工場ハ本事業ニ最モ好適ト認ムル青森縣八戸市ニ建設セントス。

第五、創立費

創立費ハ金參萬圓以內トス

第六、起業豫算書

一金壹千壹百萬圓

内 譯

一、金五百萬圓也 第一回拂込金（一株ニ付拾貳圓五拾錢）

一、金六百萬圓也 借入金又ハ第二回拂込金

右用途内譯

一、金壹千六拾八萬參千圓也

一、金參拾壹萬七千圓也

建設費内譯

一、金參萬圓也

一、金貳拾萬圓也

一、金貳百七拾壹萬參千圓也

一、金壹百參拾萬圓也

一、金五百萬圓也

一、金五拾貳萬五千圓也

一、金貳拾七萬五千圓也

第二章 會社設立の基本問題

建設費 運轉資金

創立費

土地買入費

アルミナ工場建設費

硫酸工場建設費

アンモニア工場建設費

附屬建物及諸設備建設費

總係費

株式會社の常識

- 一、金貳拾七萬圓也
- 一、金參拾七萬圓也

利 息  
特許料及豫備費

以上資金總額壹千壹百萬圓ノ内當初ノ所要資金ニ對シテハ第一回拂込金五百萬圓也ヲ以テ之レニ充當シ殘餘ノ所要額ニ對シテハ借入金若シクハ第二回拂込金ヲ以テ充ツルモノトス。

第七、收支豫算書 (壹ケ年分)

一金五百九拾五萬貳千圓也

總 收 入

内 譯

一、金五百九拾參萬九千圓也

製 品 收 入

一、金壹萬參千圓也

雜 收 入

一金四百拾四萬八千圓也

總 支 出

内 譯

一、金壹百五拾九萬六千圓也

原 料 費

一、金壹百拾貳萬壹千圓也

製 造 費

一、金貳拾八萬參千圓也

荷 造 費

- 一、金貳拾八萬六千圓也
- 一、金貳拾貳萬五千圓也
- 一、金參拾貳萬圓也
- 一、金參拾壹萬七千圓也
- 差引金壹百八拾萬四千圓也
- 一、金八拾萬圓也
- 再差引金壹百萬四千圓也

製 品 諸 掛  
利 息  
諸 稅  
營 業 費  
總 益 金  
償 却 費  
利 益 金

第六節 株式申込證

株式申込證といふのは株式引受の申込をなす場合に、その申込に關する一切を記入する一定書式である。會社が株式を公募する時は發起人は必ず株式申込證を作り、これによつて株式引受の申込をさせるのであり、應募者はこの株式申込證によつて必ず申込をしなければならぬ。斯ういふやうに株式申込證は株式引受の申込をなす書類であるから非常に大切なものであり従つて商法では、この株式申込證には、どんなことを記載すべきかといふことを定めて居る。改正



商法では次の點を株式申込證に記載せねばならぬとして居る。

- 1、定款認證の年月日及其の認證をなしたる公證人の氏名
- 2、目的
- 3、商號
- 4、資本の總額
- 5、一株の金額
- 6、本店及支店の所在地
- 7、本店が公告をなす方法
- 8、發起人の氏名住所
- 9、存立の時期又は解散の事由
- 10、種々の株式の發行並に其の各種株式の内容及數
- 11、株式の額面以上の發行
- 12、發起人が受くべき特別の利益及之を受くべき者の氏名
- 13、現物出資をなす者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格及これに對して與ふる株式の種

類及數

- 14、會社成立後に譲受くることを約したる財産、其の價格及讓渡人の氏名
  - 15、會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額
  - 16、各發起人が引受けたる株式の數
  - 17、第一回拂込の金額
  - 18、株式の讓渡の制限、株券の裏書禁止又は株主の議決權の制限を定めたる時は其の規定
  - 19、株金の拂込を取扱ふべき銀行又は信託會社及其の取扱の場所
  - 20、一定の時期迄に創立總會が終結せざる時は株式の申込を取消すことを得べきこと
- 改正商法では記載要件が大部變り、やかましくなつた。その變更された主なる點を挙げれば次のやうである。

(イ) 定款を公正證書にすることを要求した結果株式申込證にも定款認證の日附と公證人の氏名を示すことにしたこと

(ロ) 定款記載事項が改正されたため

(a) 取締役の有すべき株式の數に關することが削除されたこと

- (b) 優先株や後配株の發行が會社新設の際にも認められるため、これ等の株式を發行した時の各種株式の内容と、その數を示すこと
- (c) 會社成立後に譲受けることを約したる財産、その價格及讓渡人の氏名を示すこと
- (d) 株式の讓渡制限、株券の裏書禁止または議決權制限をなしたる場合の、その規定を挿入すること
- (e) 株金の拂込取扱銀行又は信託會社及其の取扱場所を示すこと
- (f) 株式申込取消に就ては會社が成立せざる時といふのが創立總會が終結せざる時と變つたこと

である。この中特に注目すべき點は株金の拂込と取扱銀行または信託會社の名稱と、その取扱場所を明記することである。これは兎角拂込假想のため預合の形式を採ることの防止規定に關聯するもので必ず拂込は申込證記載の取扱場所に於てなさしめねばならぬ。斯やうにして取扱銀行または信託會社は發起人または取締役の請求によつて拂込金保管に關する證明をなすことが必要でありこの證明をなした以上は所謂預合の主張で會社に對抗することは出来なくなつたのである。尙株式申込證に特に一定の時期までに創立總會が終結せぬ時は株式申込の取消をなすことが出

來るやうに記載することを要求したのは餘り會社の成立が遅れると申込者に迷惑を掛けるからである。では一定の時期とは、どれ位の期間かと云へば、それは商習慣でも別に定まつたりして居らぬが大體六ヶ月位の餘裕をみて居るやうだ。例へば募集が七月に行はれれば申込の取消し得るのは同年の十二月卅一日までに會社が成立しなかつた時といふやうである。こゝに改正商法による株式申込證の形式を示せば次のやうである。

株式申込證

募入 確定 株數
株
捺 印

所取扱
-----

- 意注
- 一、申込株數ニハ拾株未滿ノ端數ヲ附セザルコト(申込單位拾株)
  - 二、本證ハ同一ノモノヲ貳通作成シ各通印紙貼用ノコト
  - 三、別紙印紙用紙ニ葉ニ印章ヲ捺捺、其ノ他ノ記入ヲナシ必ズ印紙貳葉連續ノマ、本證ニ附スルコト
  - 四、數字ハ壹貳參拾等ヲ用ヒ住所氏名ハ楷書ニテ明記シ番地ヲ記載スルコト

參錢收入印  
紙貼布ノ上  
消印ノコト

一、〇〇株式會社株式

株

此株金總額金 圓也(但壹株ノ額面金五十圓也)  
 此額面超過金 圓也(但壹株ニ付金 圓也)  
 此申込證據金 圓也(但壹株ニ付金 五圓也)

券	株	望	希
百株券	五拾株券	拾株券	壹株券
枚	枚	枚	枚

右ハ貴社定款及左記事項承認ノ上前記株式引受可致ニ付申込證據金相添此段申込候也

一、申込株數ガ募集株數ヲ超過シタルトキハ頭書申込株數ヨリ少數ノ株式ヲ割當テラレ又募入外レトナルモ異議ナキコト

二、申込證據金(割當ヲ受ケザル分ヲ包含ス)ハ割當株數決定ノ上第一回拂込金及額面超過金ノ内ニ組入レラル、モ異議ナキコト

三、株式割當ノ結果申込株式ノ全部又ハ一部募入外レトナリタルタメ返還セララル、申込證據金ニ對シテハ利息又ハ損害賠償等ノ請求ハ一切之ヲ爲サザルコト

四、第一回拂込期日迄ニ第一回拂込金及額面超過金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ何等法律上ノ手續ヲ要セズ直チニ引受人タル權利ヲ喪失シ發起人ノ適宜處分ニ任セ證據金ノ返還ヲ請求セザルコト

昭和 年 月 日

住所

株式申込人

〇〇株式會社發起人御中

一、定款ノ認證ノ年月日及認證ヲ爲シタル公證人ノ氏名

昭和何年何月何日東京民事地方裁判所所屬公證人何某認證

一、目的

本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

- 一、セメント及石綿ヲ主要原料トセル導管其他ノ諸材料製作販賣
- 二、前項事業ニ直接又ハ間接ニ必要又ハ有利ナル附帶業務
- 三、第一及第二ノ目的ヲ達スル爲メニ必要又ハ有利ナル事業ニ出資スルコト

〇〇株式會社

金壹千萬圓也

金五拾圓也

東京市

東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

昭和何年何月何日マテ

株式總數貳拾萬株ノ内五萬株ヲ優先株トシテ左ノ優先權ヲ附與ス

優先株ニ對シテハ毎決算期ニ於テ株主配當金ノ中ヨリ普通株ニ先立  
 ナ年八分ノ優先配當ヲナスモノトス

一、商號

一、資本ノ總額

一、壹株ノ金額

一、本店ノ所在地

一、會社ガ公告ヲ爲ス方法

一、會社存立時期

一、數種ノ株式ノ發行並ニ其ノ各種ノ株式ノ内容

第二章 會社設立の基本問題

優先株ニ對スル利益配當が或ル決算期ニ於テ前項ノ定率ニ達セザルトキハ其ノ不足額ハ次期ニ於テ之ヲ填補スルモノトス  
 優先株ニ定率ノ利益配當ヲナシ尙剩餘アルトキハ優先株ト同率ノ配當ヲ普通株ニナシ尙剩餘アルトキハ優先株ト普通株トヲ通ジ平等ノ率ヲ以テ配當スルモノトス  
 會社解散ノ場合ニ於テ殘餘財産ノ分配ヲナストキハ優先株ニ對シ拂込金額ニ滿ツルマテ優先分配スルモノトス  
 株式總數貳拾萬株ノ内貳萬株ハ壹株ニ付キ額面超過金拾圓以上ヲ以テ發行ス

一、株式ノ額面以上發行

一、發起人が受クベキ特別ノ利益及ビ之ヲ受クル者ノ氏名

當會社株式何株何某

一、會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用

金何萬圓以内

一、發起人が受クベキ報酬ノ額

金何百圓何某、金何千圓何某

一、第一回ノ拂込金額

壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也

一、株金拂込取扱銀行及其ノ取扱場所

〇〇銀行本店及各支店

一、株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキ時期

何年何月何日迄ニ創立總會ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得

一、當會社發起人ノ住所氏名及其引受株數(順序不同又ハイロハ順)

何千株

東京市何區何町何番地

何 某

以上發起人何名

(以下省略)

第一回拂込期日

何年何月何日

東京市何區何町何番地

〇〇株式會社創立事務所

前記は株式申込證の一例であるが、株式の種類が一種であるとかプレミアム附で發行しないと  
 きとか發起人に特別利益を與へぬときとかいふ如き場合には、これに關しては何等記載する必要  
 はない。

次に株式申込證に記載する要件の中で定款の絶對的必要事項(記載事項中(1)から(8)まで)は、  
 誤つて其の一つでも脱漏したり、事實と相異したりすると、その株式申込證で申込んだものは無  
 効になつたりして種々の厄介が起るから申込證作成には慎重な注意が必要であると同時に誤植の

ないやうに校正に注意しなければならない。

尙株式申込證には證據金、募入方法、失權、其他に就て種々の注意事項を載せる。株式引受申込をなさんとする者は、此の點に特に注意することが必要だ。その注意事項の主なるものを拾ひ擧げてみれば次のやうである。

- 1、申込證據金は株式引受確定の上は、これを第一回拂込に當てる。
- 2、若し拂込期までに拂込を怠り失權した時は當然申込の權利を失ひ申込證據金を沒收返還しない。
- 3、申込證據金に對しては利息を附せず。
- 4、申込證據金に對しては損害賠償の責を負はず。
- 5、第一回の拂込金の拂込を延滞したる時は金百圓に就き日歩四錢の割合で違約金を申受ける。
- 6、申込總數が募集株數を超過した時は申込株數より少數の株式を割當てられ、または募入外れとなるも異議を申立てざること（或は應募株數が公募株數を超過した時は發起人が適宜決定する）
- 7、申込株數單位は五株または十株、時によつては壹人に就き申込株數の最高限度を定む。例

へば最高限度を五百株とするが如くである。

- 8、プレミアム附なる場合は、プレミアムの最低限度を示すか、または示さず應募者の任意とする。但し場合によつてはプレミアムは五錢とか七錢とかいふ半端な金額で刻まず五十錢刻みとするか、または圓未滿の端數を附せざることとする。
- 9、申込證は必ず二通作成し（各通に三錢の收入印紙貼用又は一通に就ては收入印紙を要せずとか）印鑑二葉を添附せられたい。
- 10、申込證記入の數字は壹貳參拾等の文字を使用せられたく、住所は府縣郡市町村字番地に至る迄詳細に記入せられたい。時には姓名にはフリ假名をつけられたいといふのもあり。
- 11、申込人の氏名の下には印鑑用紙と同一の印を捺されたい。

### 第七節 印 鑑 用 紙

我國では印鑑が非常に重視される。そこで株式申込には署名に用ひた印鑑を申込と同時に提出する。そして印鑑を示す用紙が印鑑用紙である。これは他日配當の支拂、其他諸委任狀に使用する印鑑と照合するために提出させるのである。この印鑑用紙は通常、中央にミシンが入つて居る

一組二枚續きものを使用する。ここにそれを示せば次のやうである。

出願 年 月 日	鑑 印	
年 月 日 生	名 氏 所 住	
	付ナガリフ	

出願 年 月 日	鑑 印	
年 月 日 生	名 氏 所 住	
	付ナガリフ	

(出提御枚二鑑印)  
トコノ)

この印鑑用紙に就ては次のやうな用意をなすことが他日大いに役立つことがある。

- 1、氏名には特にフリガナを附けさせること
- 2、生年月日を附けて置くこと

3、職業を示す欄を設けること

4、配當金取扱銀行を特に記入させること

尙外國人は印鑑がないから印鑑に代へて署名の筆蹟を提出させる。

### 第三章 株式の募集

#### 第一節 株式引受申込人の資格

株式公募の應募者を株式引受申込人といふが、この應募者は誰れでも差支へないのである。言葉を変へれば、株式引受人の資格は制限がないから無能力者でも未成年者でもよい。だが誰れでもよいといふことになると實際には、また弊害が出て来る。例へば、或る事業会社が新設され、その株式が募集された場合、その事業の将来がハッキリしないやうな時に自分自ら株式申込をすることは一寸躊躇されるやうな際に故意に無能力者の名義で、または假想人物の名に於て申込をなして置いて後日に至つてどうも思はしくない場合は申込人が無能力者であることを幸ひ株金拂込の義務を免れやうとする横着なものが出て来る。これと反對に有望會社の株式募集で、一人に就ての申込株数の最高株数が定められるやうな場合に、その株式割當を少しでも多くしやうと未成年者、無能力者は申すに及ばず使用人から愛犬愛猫までの名前を總動員して株式申込をなし儲かるやうな都合のよい時は、それでよし然らざる場合は取消をするといふ無責任が起る。そこで改正

商法では、こんな弊害を防ぐために假設人の名義で株式を引受けた者は株式引受人としての責任を負ふものであり、また他人の承諾を得ず無斷借用で他人名義で株式の引受けをなしたのも、また同じである。それから他人と共謀して株式を引受けた者は他人と連帶して株金拂込の義務を負ふものである。これは要するに名義を利用して株式申込をした者の無責任を防ぐため誠結構なことである。株式引受申込をなす者は、この點を大いに注意して欲しいものである。

それから株式申込をなし一旦これを引受けたものは會社設立後になつて、あれは錯誤であつたとか株式申込證の法定要件が缺けて居つたことを理由として、その引受の無効を主張したり、または詐欺若くは他人の強迫によつたのであるとかいふ理由で其の引受を取消することも出来ないものである。

#### 第二節 株式引受の申込と引受確定

公募の場合、設立趣意書、起業目論見書、定款、募集要項等を慎重に吟味して應募したいと思ふ者は會社で作成した一定様式の株式申込證貳通に必要な記入をなし印鑑用紙二通に申込證に捺したと同一の印鑑を押捺して、これを添附し株式申込取扱所又は創立事務所に申込をなすのであ

る。この場合は株式申込證にある事項は十分讀んでから書入れをなすべきものであつて、申込んでから後悔しないやうに、また紛争の起らぬやうにしなければならぬ。この株式引受申込は募集期限内になすべきものであり申込と同時に定められたる證據金を提出する。この申込證據金はこれは申込の手附ではなく株式引受が確定した場合、その拂込を怠つたことによつて失權した時の違約金として取るのである。また株式引受申込は無條件でなすべきもので條件をつけて申込みことは無効であることを知らねばならぬ。

斯やうにして株式の引受申込をなすと創立事務所又は申込取扱所は、これに對し次のやうな證據金領收證を渡す。若し遠方から郵便によつて申込をなす時は領收證は大體書留郵便で送つてくれる。

三錢收  
入印紙

株式申込證據金領收證

一金 圓也

株式 株分 但シ一株ニ付金何圓何錢宛

右何々株式會社株式申込證據金トシテ正ニ領收候也

追而此證據金ハ募入株第一回拂込金ニ併算可致候ニ付其際拂込金ト共ニ此領收證御差出相成度此段豫メ得貴意置候

昭和何年何月何日

何々株式會社株金取扱所

何々銀行

何 某 殿

株式申込期限が来て申込を締切つてから株式の割當が初るが、期限前でも満株に達すると締切られることがある。この株式割當は大抵發起人が適宜に定める。例へば申込順とか或は申込株數に按分するとか或はグループ式に割當てるとかプレミアム附の場合は最高價格から採るとかいはやうに定める。そして募入が確定すると株式申込割當に就ての通知が来る。

(第一例 申込株數全部が割當てられた場合)

株式割當通知書

拜啓先般何々株式會社株式何株引受御申込相成候處今回右御申込全部募入方決定仕候ニ付左様御了承相



株式會社の常議

成度追テ近日中右ニ對スル第一回拂込ノ儀重ネテ御案内可申上候 拜具

昭和何年何月何日

何々株式會社

發起人總代

何

某 ㊦

何 某 殿

(第二例 申込株數の一部が割當てられた場合)

株式割當通知書

一、何々株式會社株式 何 株

曩ニ貴殿ニ於テ引受申込相成候株式何株中右ノ通り割當確定致候ニ付此段御通知申上候 敬具

追テ豫テ御差出ノ申込證據金何 圓也(御申込株何株ニ對スル分)ハ便宜上第一回拂込金中へ充當

可致ニヨリ此際全額御返戻不申上候間左様御含置願上候

昭和何年何月何日

何々株式會社

發起人總代

何

某 ㊦

何 某 殿

次に割當株數が寡く、従つて申込證據金を第一回拂込に振替へても尙殘金が生ずる時は割當通知書に殘金返還のことも示してよす。例へば次のやうである。

株式割當通知書

一、何々株式會社株式 何 株

拜啓曩ニ貴殿ニ於テ引受申込相成候當社株式何株ノ中右ノ通り確定致候段御通知申上候就テハ右ニ對ス

ル第一回拂込金一株ニ付キ金拾貳圓五十錢也ヲ差引キ殘餘證據金ヲ御返戻可申上候間本通知並ニ曩ニ御

渡シ申上候證據金領收書ヲ左記場所ニ御提出御受取被下度候 敬具

東京市 何々 銀行

大阪市 何々 銀行

東京市 當社創立事務所

昭和何年何月何日

何々株式會社

發起人總代

何

某 ㊦

何 某 殿

この場合返還する申込證據金の受取に對して株式申込證據金受戻證を送附しない時は申込證據金の裏面に返還を受けた旨を記載して署名捺印させる。だが、遠方の申込者に返還する時は次のやうな受戻證を同封するからこれに署名捺印して返戻すべきである。

株式申込證據金受戻證

一金何圓也 但シ送金爲替券ニテ

右ハ囊ニ拙者拂込ノ何々株式會社株式何株ニ對スル申込證據金ノ返戻トシテ正ニ領收仕候也

昭和何年何月何日

何 某 印

何々株式會社

發起人總代 何 某 股

尙株式申込が全部募入外れとなつた時は次のやうな通知書と共に證據金を返還して來るから、これに對して受取に關する手續をとればよい。この返還申込證據金に對しては利息を請求し得ないこと既に述べた通りである。

拜啓先般何々株式會社株式何株引受御申込相成候處右ハ應募超過ノ爲メ遺憾乍ラ全部募入漏レト相成候ニ付不惡御諒承被下度尙右ニ對スル申込證據金何 圓也ハ送金爲替券ヲ以テ同封御返送申上候ニ付御査收相成度候 敬具

追テ乍御手数數別紙證據金受戻證へ御捺印ノ上折返シ御送附ニ預リ度願上候

昭和何年何月何日

何々株式會社

發起人代表 何 某

何 某 股

第三節 權利株とその賣買

株式引受申込は單なる申込であつて、割當確定と共に引受株數が確定されるのである。そこで株式割當通知書によつて株式引受が確定し株主たることが判然するのである。これを權利株といふ。そして會社設立の登記が行はれる以前に、この割當通知書に基く權利株の賣買が盛んに行はれる。勿論この權利株の讓渡は種々の弊善を伴ふので從來商法では禁止されて居るのであるが實

際には割當通知書に白紙委任状をつけて賣買することが一つの商習慣である。そこで改正商法で権利株賣買の弊害よりも、その實際の効果を認め思ひ切つて、この商習慣を默認することにし、實際に大きな便利を與へた。だが権利株の賣買並に株券發行前になした株式の讓渡（これに就ては次章に説明する第一回拂込金領收證を以てする賣買）は、會社に對してだけは効力がないのである。

## 第四章 株金の拂込

### 第一節 第一回の拂込

株式引受申込に就て、その割當が確定すると第一回の拂込が起る。即ち株式總數の引受がある  
と即座に發起人から拂込の請求がある。

この第一回拂込の通知は株式引受確定者に對してなされるもので、これを拂込の催告といふ。  
この拂込催告は大體次のやうなものである。

#### 第一回 拂込 通知書

拜啓當社第一回拂込ノ儀左ノ通決定仕候ニ付御引受株ニ對スル分期日迄ニ左記取扱所へ御拂込相成度此  
段御案内申上候 敬具

- 一、拂込期日 昭和何年何月何日限リ
- 一、第一回拂込 一株ニ付金拾貳圓五十錢也（證據金併算）
- 一、御引受株數 何株

株式會社の常識

一、御拂込總額 金何圓也

内證據金 何圓也差引

一、今回御拂込相成度 金何圓也

追而乍御手数數本通知書並ニ豫テ差上置候證據金領收證ハ右拂込金ト同時ニ御提出相成度此段併セテ得貴  
意候

昭和何年何月何日

何々株式會社

發起人總代

何

某 〇

株式引受人 何 某 殿

取 扱 所

一、當社創立事務所 一、〇〇銀行

何々株式會社株式第一回拂込書	
拂込金額	金 (壹株ニ付金拾貳圓五拾錢)
引受株數	株
證據金	金

差引拂込金額	金
引受人住所姓名	
拂込日附	昭和 年 月 日

(注意) 株金御拂込ノ節ハ本書各欄ニ御記入ノ上取扱所へ御差出被下度候

第一回の拂込は額面の四分の一以下であつてはならない。だが額面二十圓といふ小額々面の時は一時に全額を拂込ませる。それから地方鐵道會社とか運河會社とかいふやうに特別法で特に許されて居るものは四分の一以下を拂込ませてもよい。この第一回拂込は指定拂込取扱場所に拂込む。即ち第一回の拂込を一々創立事務所にかせることは實際上不便であるから銀行なり信託會社なりを拂込取扱場所として指定する。この拂込取扱場所に就て注意すべきことは改正商法では必ず取扱場所を株式申込證に記載し、そしてその場所に於てなさねばならぬもので若し株金拂込を取扱ふ銀行若くは信託會社を變更したり又は拂込金の保管替をする時は裁判所の許可を受けねばならぬことである。

次に株式をプレミアム附で發行した時は第一回拂込と同時にプレミアムを現金で拂込ませねば

ならぬもので株式引受人に對しては、拂込通知書にプレミアムを明示する。

### 第二節 拂込は現金

株式会社に對する出資の仕方には二通りあつて一は現金出資であり他は現物出資である。この中現物出資は出資形態としては例外である。これに就ては、またいづれ述べる機会がある。

斯やうにして株金の拂込は原則として現金であり、それは通貨で拂込まねばならぬ。小切手や手形で拂込むと、それが現金化される迄は拂込とみなされない。即ち小切手や手形だと、それが現實に取立てられた時初めて拂込の効力が生ずるのである。それから株金の拂込に就ては、新設される會社に貸金があるからといつて拂込と相殺することは出来ない。

借て第一回拂込の通知を受けた者は拂込催告書に附屬して居る拂込用紙に然るべく記入し現金を拂込取扱場所に提出する。この際、拂込通知書と申込證據金領收證を持參することを忘れてはならない。

斯くて現金拂込をなせば次のやうな拂込領收證を渡してくれる。

三錢收  
入印紙

### 第一回 拂込金領收證

一金 何 圓 也 但シ一株ニ付金貳圓五十錢也ノ割ニテ御引受株 株分

右ハ何々株式會社第一回拂込金トシテ正ニ領收候也

追而會社成立ノ上ハ本領收證引換ニ株券御渡可申上候ニ付此段御了承相成度候

昭和何年何月何日

何々株式會社

株金拂込取扱所 何々銀行

何 某 殿

(註) プレミアム附の場合は、この他にプレミアム領收を記入する

この第一回拂込金領收書は極めて大事なものである故紛失しないやうに注意することが必要である。何故ならばこの第一回拂込金領收證は株券と同じ效力を持つからである。云ふ迄もなく第一回の拂込が終れば會社は株主に株券を交付すべき筈であるが株券の準備には相當の時間が掛るので設立登記が済んでも株券が發行されぬ場合が屢々起る。こんな場合設立登記さへ済んで居れ

ば株券がなくとも第一回拂込金領收證で株式を譲渡することが出来るし、そういう商習慣も廣く認められて居る。それだから第一回拂込金領收證は株券の代用をするものであつて、一片の領收證と同じ取扱をする譯にはゆかない。若し株券と引換する前に、この第一回拂込金領收證を紛失したならば早速會社に届出で一定の手續を採らなければならぬ。即ち紛失の理由を届出で自分の費用で紛失公告をなし、公告後一定の期間（例へば三十日とか六十日とか）までに何處からも異議がない時に、その領收證を無効とし新に領收證を再交付して貰はねばならぬ。こういう譯であるから第一回拂込金領收證は特に大事に保管して置かねばならない。こゝに参考までに或る日の新聞紙に掲載せられた第一回拂込金領收證紛失の公告を御目に懸けやう。

### 領收證紛失公告

一、日本輕金屬株式會社株式第一回拂込金領收證（昭和拾四年參月拾壹日申込證據金ヲ振替充當）壹通  
當社創立事務所發行 第貳八五六號金額壹百貳拾五圓也拾株分 中野宇三郎殿名儀 右證紛失ノ旨届出  
ニ付昭和拾四年九月貳拾貳日迄ニ故障申出無キ時ハ無効トス  
昭和拾四年七月貳拾四日

日本輕金屬株式會社

### 第三節 拂込の督促

第一回拂込の催告を受けたが指定の拂込期日までに株式引受人が第一回の拂込をしなかつたらばどうなるか？ こういう場合は發起人は更に期日を定め、その期日まで拂込をしなかつた時は失權することを通知せねばならぬ。但しその通知は期日の二週間前になすことが必要である。この拂込履行催告は次のやうである。

### 拂込履行催告書

拜啓貴殿御引受ノ當社株式何株ニ對スル第一回拂込ノ儀既ニ期日モ經過致居候ニ付テハ來ル何月何日迄  
ニ拂込金一株ニ就キ金拾貳圓五十錢並ニ延滞利息（百圓ニ付日歩四錢ノ割合）ヲ當社創立事務所ニ御拂  
込被成下度萬一右期日迄ニ御拂込無之候節ハ株式引受人ノ權利ヲ喪失セラルベク商法ノ規定ニ依リ此段  
及催告候 敬具

昭和何年何月何日

何々株式會社

發起人總代

何

某 ㊟

何 某 殿

第四章 株金の拂込

この催告を受けてた後に於て拂込をする際は拂込金額の他に延滞利息を支拂はねばならぬ。この延滞利息は通常百圓に就き日歩四錢であるが會社によつては定款に日歩五錢、六錢といふやうに高い延滞利息を規定するものもある。この第一回拂込の督促は書面通知だけで公告はない。従つてこの書面督促を受けた株式引受人は適當な處置をとらねばならぬ。そして若しも期限内に拂込をしないと失權することに注意すべきである。だが失權すれば、それで責任が無くなると思へば大間違で拂込の延滞利息や失權手續の費用や新募集費等々の損害賠償をせねばならぬ。斯やうにして失權した株式は、これを發起人が引受けてもよければ、また新に株主を募集してもよい。だが發起人が、この失權株を放つといつた爲めに會社が成立しなかつた時は發起人は會社不成立に就て損害賠償の責任をとらねばならぬ。

#### 第四節 第二回以後の拂込

株金は一度に全額拂込される場合は殆んどない。大抵は四分の一拂込である。そこで未拂込の分が残るが、この未拂込分に對して第二回以後の拂込が必要に應じて行はれる。その時期と拂込金額は定款に別段の定めがなければ何時でもよく、また幾何であつても差支へない。この拂込時

期と金額とは多く取締役會に一任するやうである。この場合社長や専務取締役が他の取締役の反對を押し切つて拂込を請求した時は株主は、その拂込を拒否することが出来るのである。

・この第二回以後の拂込が確定した時は拂込期日の二週間前に株主に拂込の催告をする。斯やうにして次の如き拂込通知を受けたならば、この通知に附屬して居る拂込通知書に然るべく記入して指定の拂込場所に拂込むべきである。

#### 第貳回 拂込通知

拜啓益々御清適奉大賀候陳者當會社株式ノ第貳回拂込ヲ左記ノ通りニ決定致候ニ付貴殿御所有ノ株式ニ對シ御拂込相成度取締役會ノ決議ニ基キ此段御通知申上候

追而期日迄ニ御拂込無之トキハ其翌日ヨリ御拂込ノ當日迄延滞金額ニ對シ金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞日歩可申受候間爲念申添候

一、第貳回拂込金 壹株ニ付キ金拾貳圓五拾錢

一、拂込期日 昭和何年何月何日

一、拂込取扱場所

東京市麹町區丸ノ内二丁目五

株式會社 何々銀行本店





株式會社の常識

一、拂込場所

八二

東京市日本橋區室町二丁目三番地

第一銀行室町支店

東京市京橋區銀座四丁目一番地

三和銀行銀座支店

東京市日本橋區通一丁目七番地

三菱銀行日本橋通町支店

追テ右期日迄ニ御拂込無キ場合ハ定款何條ニ依リ拂込金百圓ニ付日歩四錢ノ割ニテ延滞利息ヲ可申受候尙何年何月何日以後ハ當社本店ニ於テノミ拂込取扱可申候

昭和十四年七月

東京市〇〇區〇〇〇〇丁目〇番地

〇〇化學工業株式會社

株主各位

尙この拂込公告に拂込を怠つた場合に、これに對し延滞日歩を徴收することを申添へぬものもあるが、出來ればこのことを記載して注意することがよい。

借て拂込に對しては株主に株金拂込領收書をくれる。この拂込領收書は、大切に保存すべきで、株券にこの領收書を添へて會社に提出して拂込記入をして貰はねばならぬからである。株主の中には、この領收書を保存して拂込記入をして貰はぬものがあるが、出來るだけ早く拂込記入手續をして置くことがよい。それから株主の中には、この領收書を不注意に、または亂暴に取扱つて紛失することがある。そういう場合には次のやうな紛失届を保證人連署で會社に提出して拂込記入をして貰はねばならぬ厄介が起るから注意すべきである。

拂込領收證紛失届

一何々會社

株式

株分第

同拂込領收證

通

右紛失候ニ付貴社正規ノ手續ヲ經テ株券へ御記入被下度就テハ後日前記ノ證書發見致候節ハ貴社へ御返戻可致ハ勿論後日何人カ如何ナル事ヲ申出候トモ拙著ニ於テ引請ケ貴社へ對シ聊カモ御迷惑相懸ケ申間敷候爲念保證人連署ヲ以テ此段及御届候也

昭和何年何月何日

(住所)

株主

(住所)

保証人

何々株式会社御中

鑑合	入者
印照	記取

### 第五節 拂込なき株式の處分

借て拂込期日までに拂込をしなかつた時はどうするか？ 若し種々の都合から拂込期日に拂込が出来なかつた時は延滞期日の延滞利息と共に拂込をなすべきであるが、會社からは改めて拂込に關する督促が来る。即ち新しく定めた一定の拂込期日の二週間前に通知を發し、拂込期日迄に拂込をしない時は會社に於て株式を處分すべき旨を通知して来る。その通知は次のやうである。

#### 拂込並ニ株式處分通知

拜啓 當社株式第貳回拂込ノ儀昭和何 何月何日迄ニ御拂込被下候様豫テ通知申上置候處今日ニ至ルモ御拂込無之候ニ就テハ來ル何月何日迄ニ延滞利息(百圓ニ付キ日歩四錢ノ割)ヲ添ヘ御拂込被下度萬一右期日內ニ御拂込無之候節ハ當會社ニ於テ御所有ノ株式ヲ處分可致此段御通知申上候 敬具

追テ拂込未済株數ハ何株ニ御座候

拂込取扱銀行 何々銀行

昭和何年何月何日

何々株式会社

専務取締役

何 某

株主 何 某 殿

(註) 現行法テハ「株式ノ處分」テナク「株主ノ權利喪失」デアアル。

この通知は株主の他に株主名簿に記載してある質権者に對して發することが必要である。この場合に發する通知は次のやうである。

#### 株金拂込並ニ株式處分通知

拜啓貴殿ニ於テ質權ヲ有セラル、當會社株式第貳回拂込金(但シ一株ニ付金何圓、株式何株、計金何百圓)ニ付キ何年何月何日其ノ設定者タル株主何某ニ對シ何年何月何日迄ニ御拂込相成度旨御催告申置候處右期日ヲ經過スルモ御拂込無之ニ依リ來ル何月何日迄ニ御拂込無之候節ハ當會社ニ於テ右株式ヲ處分可致候間御了承相成度此段御通知申上候

株式会社の常識

昭和何年何月何日

八六

何々株式会社

専務取締役 何 某

質権者 何 某 殿

尙期日後の拂込催告に際しては會社は其の株主の氏名住所、株券の番號並に通知事項を公告せねばならぬ。この點は現行法と異なる點である。その公告は次の如くである。

株金拂込並ニ株式處分公告

- 一、自イ第何號至同第何號 何株 株主 住所 何某
- 一、自イ第何號至同第何號 何株 株主 住所 何某

(以下省略)

右株式ノ第貳回拂込ニ付キ何月何日迄ニ拂込被下度様豫テ御通知申上候處今日ニ至ルモ御拂込無之候ニ付テハ來ル何月何日迄ニ御拂込相成度ク萬一右期日ニ御拂込ナキトキハ當會社ニ於テ株式ヲ處分可致候ニ付此段公告候也

昭和何年何月何日

住所

何々株式会社

前記のやうに株金拂込並に株式處分の通知及公告をなくしても拂込をしない時は會社は株式の處分手續をとる。この場合會社は株主及株主名簿に記載してある質権者に對し二週間以内に株券を提出することを通知せねばならぬが、この場合提出のない株券は效力を失ふものである。この失効株券に就ては遲滞なく株券の番號と其の株主氏名住所を公告する。  
先づ株券提出通知書は次のやうである。

一、何々株式会社株式 何株

但自イ番何號至同第何號 何通

右株式ニ付何年何月何日迄ニ第二回株金拂込ナキニ依リ當會社ニ於テ株式ヲ處分可致候間本通知到達ノ翌日ヨリ二週間以内ニ右株券ヲ當會社ニ御提出相成度此段御通知ニ及ビ候也

追テ御提出ナキ株券ハ商法ノ規定ニヨリ其ノ效力ヲ失フモノニ御座候間御承知置願上候

昭和何年何月何日

何々株式会社

第四章 株金の拂込

八七

株式會社の常議

八八

專務取締役

何

某

株主 何 某 殿

斯くて提出のない株券に就ては、これを遅滞なく次の如く公告する。

### 失効株券公告

左記株券ハ商法ノ規定ニヨリ其ノ效力ヲ失ヒタルヲ以テ此段公告候也

一、自イ第何號至同第何號 何通 株主 何市何町何番地 何某

(以下省略)

昭和何年何月何日

何々株式會社

斯やうにして拂込せず株式の處分を受けた株券は、これを競賣することが必要である。この競賣に就ては執達吏の手を経て行ふべきものである。だが株式競賣が不利の場合は特に裁判所の許可があれば任意賣却といふやうな他の方法をとることが出来る。今競賣其他の方法によつて處分した金額から滞納金や定款に定めた違約金を差引いて尙残りがある時は會社はこれを沒收するとは出来ぬもので、これを従前の株主に拂戻すことが必要である。これと反對に處分金額が滞納

金額に満たぬ時は株主は會社から不足額の辨濟を請求される。その請求は次のやうである。

### 株式拂込滞納金不足辨濟請求書

拜啓曩ニ貴殿ガ當會社株主トシテ所有相成候株式自イ第何號至同第何號何株ノ第二回拂込金ニ付期間内ニ拂込無之ニ依リ(讓渡人何某ニ對シ株式ヲ處分スベキ旨ノ通知ヲ發シタルモ當該株式ノ買受ヲ申出テザルニヨリ)右株式ヲ競賣ニ附シタル處(又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ任意賣却シタル處)何株ニ對シ金何圓ノ賣却金アリタルニ止マリ滞納金額ニ對シ尙金何圓也ノ不足額ヲ相生ジ候右不足額金何圓也ハ商法ノ規定ニヨリ従前ノ株主タル貴殿ニ於テ御辨濟相成度此段及請求候也

昭和何年何月何日

何々株式會社

專務取締役

何

某

前株主 何 某 殿

尙株式の競賣手續を採つても競賣不能の場合は會社は資本減少の規定によつて株式を消却することが出来る。

### 第六節 株式譲渡人の責任

株式譲渡人は株式を譲渡したから責任がなくなると思ふと大きな間違いで、株式譲渡人は名義書換後即ち株式の譲渡を株主名簿に記載した後二ケ年間は拂込催告を發した株主に就て責任がある。また發起人が會社新設の場合に引受けた株式は會社成立後五ケ年内に拂込の催告を發した株主に對して不足金請求に就ての責任がある。

それ故株主が拂込をなさぬ場合は競賣其他の處分に着手する日の二週間前に譲渡人（譲渡後二ケ年内の）に對して次の如き株式處分通知書を發する。

#### 株式處分ノ通知書

一、何々株式會社株式 第二回拂込金何圓也  
但自イ第何號至同第何號 何株分 一株ニ付金何圓也  
何年何月何日貴殿ヨリ何某ニ譲渡相成候前記株式ニ付第二回拂込ノ儀右株主ニ催告致候處期日迄ニ御拂込無之依ツテ更ニ拂込及株式ノ處分ヲ通知致候へ共期間内ニ御拂込無之候間當會社ニ於テ前記株式ヲ處分致度此段及御通知候也

追テ貴殿ニ於テ何月何日迄ニ滞納金及定款ニ定メタル違約金額金何圓以上提供シテ右株式ノ買受方御申出相成候節ハ貴殿ニ譲渡可致候ニ付此段併セテ申添候  
昭和何年何月何日

何々株式會社  
專務取締役 何 某  
株式譲渡人 何 某 殿

そして株式譲渡人が株式處分前に滞納金及違約金以上の金額で買受を申出でた時は、その申出價額で株式を譲渡すべきである。これは要するに株式譲渡人に株式取得の機會を具へるためである。だが、株式譲渡人が買受申出をしない時は競賣をせねばならぬもので、この競賣の結果、その處分金が滞納金額に満たぬ時として従前の株主が二週間以内に支拂はない時は、この株式譲渡人に對しても辨済の請求がある。その通知は次のやうである。

#### 株式拂込滞納金不足辨済請求書

拜啓儀ニ當社株トシテ何某ノ所有セシ株式自イ第何號至同第何號何株ノ第二回拂込金ニ付期間内拂込無之候ニ依リ譲渡人タル貴殿ニ對シ右株式ヲ處分スベキ旨ヲ御通知申上候へ共貴殿ヨリ株式ノ買受ヲ申出

テザルヲ以テ右株式ヲ競賣ニ附シタル所(又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ任意賣却シタル所)右何株ニ對シ金何圓也ノ賣得金アリタルモ滞納金額ニ對シ尙金何圓也ノ不足額ヲ生ジタルニ依リ従前ノ株主タル何某ニ對シ其ノ辨濟ヲ請求シタルモ期間内ニ辨濟無之候右不足金額金何圓也ハ商法ノ規定ニ依リ貴殿ニ於テ辨濟可相成候ニ付至急當會社ニ御支拂相成度此段及御請求候也

昭和何年何月何日

何々株式会社

専務取締役

何

某

株式譲渡人 何 某 殿

斯やうにして滞納金不足額を辨濟した株式譲渡人は株券又は株主名簿に記載してある後者全員に對して償還請求が出来る。また未だ責任の位置にある發起人が不足金を辨濟した時は、その後者の中で譲渡を株主名簿に記載後二ケ年以内にある責任者及其の後者全員に對してだけ請求することが出来るのである。斯くて請求によつて償還した譲渡人は更に廻つて自分の後者全員に對して償還請求が出来るものである。

### 第七節 現物出資

#### (1) 現物出資は發起人に限る

現物出資は現金で出資しないで土地、建物、機械といふやうな有價物件で出資する形である。この現物出資は誰れでも出来るのでなく改正商法では發起人に限つて、これをなすことが出来るのである。そして現物出資の場合は、定款に現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格並に之に對して與ふる株式の種類及數を記載せねば無効である。この現物出資は現金出資の例外であるが何故これを特に認めたかといふと、すべて現金出資でなければならぬとすると會社新設に大いに不便を感じる。例へば、こゝに優秀な發明があつたとする。そしてこの發明家は財産全部を注ぎ込んで漸く發明を完成したとする。こんな場合この發明を賣らうとすれば安價に値切られる。そうといつて、この發明を土臺として會社を起さうとする場合會社の出資は現金出資でなければならぬと云ふならば、この發明家には一文の現金もないから、一旦現金出資をして置いて後で發明を會社に相當の値段で買つてもらふといふやうなことも出来ない。こんな場合、この發明といふ現物を出資することを認めてくれれば會社の新設は容易に出来る。これが現物出資を法が特に認めた理由である。

#### (2) 現物出資の性質

この現物出資は最初から株主となるために有価物件を提供するので現金出資の代償でもなければ有価物件の賣買でもない。それ故現物出資の場合は出資物件を評價して、これに一定の株式を割當てるのである。この現物出資の場合は兎角評價が過大に行はれ勝である。例へば實際は一萬圓ほどの値打しかない権利を三萬圓、五萬圓といふやうに過大に評價することが案外多い。そうすれば株式が水割となる。そこで現物出資の場合は、その評價が不當である時は創立總會で、法律的にはこの不當を是正することが出来る。だが實際には仲々それが防止出来ない。それから現物出資をなすと過大評價があつた場合法律的に喧しいので財産引受などといふ策を弄するのである。

借て現物出資に就ては現物提供の方法や時期は何時か？ この現物出資の時期は第一回拂込の期日であり、この時に出資物件の全部を會社に給付することが必要である。だが登記とか登録とか其他権利の設定又は移轉を以て第三者に對抗する爲めに必要な行爲だけは會社成立後なしても差支へない。

### (3) 財産の引受

實質は現物出資だが現物出資に對する法律規定を免れるため説法的現物出資が行はれる。これ

が財産の引受であつて形の上では現金出資を装ひ實際には會社成立後現物出資したい物件を會社に引取らせるのである。そうすれば、どんなに不當評價しても何處からも文句はない。これが仲々の弊害を齎らすので改正商法では會社成立後に譲受けることを約した財産、その價格及譲渡人の氏名を定款に記載せねばならぬことにし、若しこれを記載せずして財産の引受をなした場合は無効とした。

## 第五章 株 主

## 第一節 株主の權利

株主とは株式の所有者であるが、この株主は株式を所有することによつて一體どんな權利を持つか？ このことを知つて置くことは株主には必要だ。

- 1 株主は株式を自由に譲渡することが出来る。勿論これは定款に譲渡の制限がない時である。
- 2 利益配當を受ける權利がある。會社は營業利益の中、缺損を填補し且つ法定積立金を設けた後の利益から配當する。株主はこの利益配當を受ける權利があり、これが株主の目標である。また優先株の場合は優先株主は定款規定の優先配當を受ける權利がある。
- 3 利息配當を受ける權利がある。これは事業の性質によつて會社が設立登記後二ケ年間は開業することの出来ない會社（例へば鐵道、軌道、電力、瓦斯、水道等の事業）では定款で開業まで一定の建設利息を與へることが出来る。そういう場合は株主は建設利息の配當を受けることが出来る。

- 4 殘餘財産の分配を受ける權利がある。株主は會社が解散の場合は殘餘財産（會社のすべての財産から、すべての負債を支拂ふた殘額を指す）の分配にあづかれる。尤も優先株を發行して、これに殘餘財産分配の優先權を與へれば優先株主は、これに就き優先權がある。
- 5 株券の交付を請求する權利がある。株主であることを證據だてる株券を第一回拂込領收證と交換に、その交付を請求することが出来る。
- 6 株券の名義書換を請求する權利がある。これは株式を譲受けた場合、または贈與相續其他の理由で、これを取得了した場合自分の名義に書換へてもらふ權利がある。勿論名義書換停止期間は別である。
- 7 株主は定款に規定のある場合に限つて記名株を無記名株に変更する權利がある。そしてそれは全額拂込の後でなければならぬ。
- 8 株主は株主總會で議決權を行使する權利がある。これは株主が經營に参加出来る權利であり、それは株主總會に於て投票することによつて行はれる。この議決權は原則として一株に就き一個である。勿論定款によつて十株以上の株式に就ては制限が加へられることがある。この議決權は自分が出席してなすのであるが、委任狀で代理人をして行使させることも出来る。また無



記名株では株主總會の日から一週間前に株券を供託するのでなければ議決権は行使出来ない。更に議決権は總會の決議が自分に特別の利害関係がある時は行使出来ないし、また改正商法では株式の譲渡を株主名簿に記載した後六ヶ月を超えない株主に對しては議決権を與へないことが出来る。

- 9 株主總會の決議無効を訴へることが出来る。
- 10 會社設立無効を訴へることが出来る。會社が、その成立に就て法定の要件を備へない時は設立無効の訴を提起することが出来る。
- 11 臨時株主總會を招集する権利がある。資本の十分の一以上の少数株主は重役または大株主が横暴な振舞をする時は、その會議の目的と招集理由を記載した書面を以て臨時總會招集を取締役に請求する権利がある。また取締役が二週間以内にこの請求に應じ手續をとらない時は裁判所の許可を得て自分で招集することが出来る。
- 12 會社の業務と財産の状況を調査するため検査役の選任を請求することが出来る。これも資本の十分の一以上ある株主は裁判所に請求し得るものである。
- 13 重役に對し訴を起す権利がある。取締役や検査役のやうな重役に對し株主總會が訴を起すこ

とを決議した時又は、これを否決した場合に資本の十分の一以上に當る株主が、これを取締役または監査役に請求した時は會社は決議または請求の日から一ヶ月内に訴を起すことが必要である。

- 14 清算人の解任を請求する権利がある。資本の十分の一以上の株主は重大な理由がある時は裁判所に清算人を解任する請求を提起することが出来る。
- 15 株主は會社の書類を閲覧する権利がある。株主は定款とか總會決議録とか株主名簿とか社債原簿等々株主として關係ある書類を營業時間内は何時でも、その閲覧を請求することが出来るし、また定時總會の前日に於ては決算書類に關する議案を閲覧することが出来る。

## 第二節 株主の義務

株主の義務は権利と異つて、その數は寡く、ただ株金拂込の義務に關聯するだけである。

- 1 株主は拂込の義務がある。元來株主は株式の金額（額面）を限度として拂込むべき責任がある。そしてそれは一時に拂込む必要はなく會社の拂込請求だけ拂込めばよい。未拂込分は時効に決してかかることがない。尙この拂込責任に關しては額面以上の價額で株式を發行した時、

別言すればプレミアム附で発行した場合は、その引受価額が限度となる。株主の拂込は現金が原則だが、定款に規定する時は現物出資も認められる。またこの株金の拂込は相殺を以て会社に對抗することが出来ない。

2 拂込をしなかつた爲めに会社に損害を與へた時、それに就ての賠償の請求があつた時は、これを支拂はねばならない。

### 第三節 株主の資格制限

株式引受申込人に何等の制限がない以上、株主に就ても何等の制限はない譯である。それは既に株式引受申込人の處で述べた通りであり、内國人は素より外國人であつても差支へない。處が会社の性質によつては國防關係から、また經濟或は金融の關係から乃至は國策の立場から他國人の手に株式が移り、そのため会社が外國人の統制下に置かれることを防ぐために株主資格の制限をなすことがあるから注意せねばならない。それに就て、ここに少しく述べる。

#### (1) 國防關係

國防關係から株主の資格を制限することは應々にあるが、それは通信、交通、軍需工業方面に

多い。その例として

(イ) 通信方面では國際電通信

(ロ) 交通方面では日本郵船、大阪商船、朝鮮郵船、東洋汽船、東京灣汽船、日本航空輸送等

(ハ) 軍需工業方面では函館ドック、石川島造船、第一重鋼業、日本ディゼル工業、北樺太鑛業等々

#### (2) 金融關係

半官半民の特殊銀行例へば日本銀行、朝鮮銀行、横濱正金銀行等々

#### (3) 經濟關係

日魯漁業、東洋拓殖、鶴岡取引場等々

は株主には帝國臣民に限るとか、または帝國臣民にして日本に國籍を有するものに限つて許すのである。これは一例に過ぎないが、こういふやうに株主の資格に制限がある会社がある。

次に会社によつては帝國臣民に限らず幾分範圍を擴げて帝國法令によつて設立した法人で其議決權の過半數が外國人若しくは外國法人に屬しない会社に限つて許すのがある。例へば北樺太鑛業の如きは、そうである。またこれ以外に帝國政府や公共團體に株式所有を認めるものには日本航

空輸送、國際電通信の如き國防關係の半官半民の會社がある。また日支、或は日滿提携を目的とする會社に於ては株主を日本人、支那人、滿洲人に限定するものがある。例へば南滿洲鐵道は日支兩國政府及日支兩國人に限つて株主たることを許され、また日清汽船は原則としては帝國臣民を株主とするが資本の五分の一以内に當る株式を支那人に限つて、その所有を認める。また滿蒙毛織は日本人及滿洲人に限つて株主なることを認め、鮮滿拓殖は、これ亦日滿兩國人に限つて許される。また滿洲電業に於ても株主の資格制限をなし株主となり得るものは日滿兩國政府、日滿兩國公共團體、日滿兩國間條約によつて設立された法人、日滿兩國臣民、日滿兩國法人（但し議決權の過半數が兩國政府、公共團體法人又は臣民に屬する者に限る）に許されるのである。

以上のやうに株主の資格を特殊事情から制限するのでなければ假令外國人が、これを讓受けて株主にならうが、これを拒むことは出来ない。

#### 第四節 株式の讓渡制限

##### (1) 定款によるもの

株式は自由讓渡が出来ることが原則である。だが定款で、その讓渡を制限することは出来る。

若し株式讓渡を絶対に禁止する時は定款に特に「當會社ノ株式ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ」と規定すべきである。

この讓渡制限は一族の色彩を持つ會社に稀に見られる。これは、こゝいふ會社では一族以外の者に株式が讓渡され資本系統の變化から、その事業を乗取られることを惧れるからである。この讓渡制限の會社の内情は、こんな爲め株主以外の他人には一切判らないし、またこれ等の會社は内情を絶対秘密にし内情暴露を恐れて居る。この讓渡禁止は非常に寡いが讓渡制限をなすものは相當にある。この讓渡制限は多く

「會社マタハ取締役會ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ株式ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ」

といふのである。この制限條項を持つものには中國信託會社、川崎信託會社、高島屋、昭和電力、帝劇、三井物産、日本化學紙料、田中鑛山會社等がある。またこれと幾分異つて或る株數（例へば百株或は二百株）以上の株主に限り、その株式を讓渡するには取締役全員の同意を要すと規定するものがある。例へば不動貯金銀行は百株以上の株主に限つて取締役全員の同意がなければ相續以外は株式を讓渡し質入し、または贈與してはならないとして居る。

それから(1)株式の讓渡を、その會社の株主以外には許さないとか、または(2)その會社の營業に

從事する者の他は許さないとか或は(3)會社設立後何年間は譲渡を許さぬとか乃至は(4)株主以外の譲渡だけは取締役會の同意を要するとか種々の制限が與へられる。この株主以外また會社の營業従事者以外の株式譲渡を制限することは寡聞にして、目下の處その例を知らないが株主以外に株式を譲渡するに取締役會の同意を要するのは松屋にみられる。

前記の如く株式譲渡に就て制限を與へることを定款に記載すると有効であり株式譲渡人は、この制限から譲渡名義書換を拒絶せられても、これを不當とすることは出来ない。

此株式の譲渡禁止または制限に就ては現行法では疑問を残す故、改正商法では明文を以て定款に其の譲渡の禁止または制限を定むることを妨げずとした。この株式譲渡の禁止または制限は通常原始定款に於て規定されるが特別決議により定款を変更して、この規定を設けても差支へない。勿論これに就ては原始定款を変更して譲渡禁止または制限を加へることは從來の株主の利益を害するものである故、定款變更によつて、この規定を設けることは不可であるとの説もあるが、それは微力の學説とされて居る。

前記の株式譲渡禁止または制限に就て、これ以外に問題の起る幾つかのものを拾つてみれば次のやうである。

- (1) 株式の質入に就ても株式譲渡禁止または制限の効力は、これに及ぶかと云ふに勿論及ぶべきもので、この規定のある時は、その株式を質入することは出来ない。尤も、この場合、會社の同意を要すと規定しあり、その同意を受けた時は別である。
- (2) 相続または會社合併による株式の移轉は定款を以て禁止し得るかといふに、これも議論のある處であるが相続の場合または合併による株式の移轉は禁止し得ないものと解すべきである。

## (2) 法律によるもの

定款でなく法律によつても株式の譲渡が制限されることがある。その幾つかを説明しやう。

- (1) 寺院及神社の株式譲渡または譲受は住職や神官が單獨自由に株式を譲渡し、または譲受することは出来ない。この場合は必ず檀家や氏子と相談し、その檀家氏子の二名以上の同意が必要である。

- (2) 取締役が取締役として選任せられるに必要な株式を監査役に供託した場合は取締役は、その在任中は、その供託株式を譲渡することが出来ない。若し、それを譲渡したとすれば、それは無効である。

- (3) 未成年者または禁治産者の如き無能力者が株主である時に親権者または後見人が無能力者に代つて株式譲渡をなすには、この株式の譲渡は無能力者の利害に重大なる関係があるもの故、親族會の同意を要するものである。
- (4) 特別銀行には特別銀行條令によつて外國人への株式譲渡を禁止するものがある。日本銀行朝鮮銀行、横濱正金銀行等は、その例である。また國防關係や國家的經濟關係から外國人に株式譲渡を禁止することがある。これに就ては株主資格制限の處を参照されたい。

## 第六章 株 券

### 第一節 株券の意味

株券とは株式を表彰する證券である。そしてこの株券の正當な所有者が株主である。この株券は原則として自由に譲渡が出来る。そして株券は有價證券の代表的なものである。

この株券は會社が成立後でなければ發行することは出来ない。若しこの規定に反して株券を發行すれば無効であり、また株券を發行したものに對しては損害賠償を請求しても差支へない。この株券は發行されると第一回拂込金領收證と引換に交附される。この株券交附に就ては株主に對し次の如き株券交附通知書が發せられる。

#### 株券交付通知書

拜啓當社株券漸ク出來致候ニ付キ左記ノ如ク御渡シ可申候間至急御引取被下度此段御通知申上候 敬具

一、交付日 昭和何年何月何日(自午前何時迄何時)

一、交付場所 當社(東京市何區何町何番地何ビル内)

- 一、引換書類 第一回株金拂込金領收證
- 一、郵送料 株券郵送御希望ノ方ハ必ズ郵送料金何錢御同封下サレタシ
- 追テ拂込領收證ニハ御記名ノ上豫テ御届出ノ印鑑御捺印被下度願上候
- 昭和何年何月何日

何々株式會社  
專務取締役 何 某

株 主 殿

◎引換受付 當社株式係(東電ビル一階正面玄關右側)ニテ御取扱申上候  
御注意 夏季七、八、九月ハ 自午前八時 至午後四時迄  
◎受付時間 其ノ他ノ月ハ 自午前八時半 至午後四時半迄  
土曜日モ平日同様御取扱申上候

この通知書の他に會社は株券引換の新聞公告をする。これは會社が株券引換を促進するためと第一回拂込金領收證によつて株式を譲受けて居る人達のために引換を知らせるにある。その公告は次のやうである。

何々株式會社株券引渡公告

當社ノ株券ハ來ル何月何日ヨリ當本社ニ於テ第一回拂込領收證ト引換ニ御交付致シマスカラ郵送御希望ノ方ハ該領收證ニ郵税(小包料金何錢)ヲ添ヘテ御送り願ヒマス尤モ當社何支店(又ハ出張所)へ該領收證御差出シ下サレバ御取次致シマス  
尙右領收證ノ裏面ニ御記名捺印(當社ニ届出ノ印鑑)ノ上御請求願ヒマス  
引換場所 東京市何區何町何番地 本社

この株券交附通知があつたならば成る可く早く株券の引換をなすことが御互に都合がよい。そして株券を受取つたならば、それをよく調べてみることである。この株券引換は本店が直接やるのであつて拂込取扱の銀行や信託會社は關知しないから注意すべきである。  
この株券引換の請求があつても仲々請求しないと會社から引換の督促を受ける。會社によつては整理の都合から通知後一定期間内に引換を請求しないと一枚に就て幾何といふやうに保管料を請求して來るから成るべく早く引換をなすべきである。

第二節 株券の記載事項

株券には百十一頁の如き事項と株券番號を記載して取締役が署名することが必要である。

株式會社の常識

(株券裏面)

税印	△△株式會社 壹株 金五拾圓也	社印
イ第……號 株主………殿	一、商號 ○○株式會社 一、資本ノ總額 金五百萬圓也 一、壹株ノ金額 金五十圓也 一、會社成立 昭和……年月日 本券ハ當會社株式壹株ノ株主タルコトヲ證スル爲メ記名者ニ交付スルモノナリ 但シ拂込済ノ金額ハ本券裏面ニ記載證印スルモノトス 昭和○年○月○日	○○株式會社 専務取締役 何 某 印

株券裏面

回数	拂込金額	拂込年月日	取替證印	回数	拂込金額	拂込年月日	證印
第一回							
第二回							
第三回							
第四回							
表記ノ株式		昭和 年 月 日		殿ニ讓渡致候也		讓渡人	
表記ノ株式		昭和 年 月 日		殿ニ讓渡致候也		讓渡人	
(以下省略)							

(註) 1. 株券ノ表面記載文言ハ必ズシモ同ジテナイ。例ヘバ次ノ如キモノモアル

「商法及當會社ノ定款ニ從ヒ額面金五、圓ノ株式壹個ヲ有シ株金ノ拂込ヲ證スル爲メ本株券ヲ交付ス」

2. 改正商法テハ裏書讓渡ヲ認メタ關係上、裏面事項ガ在來ノモノト異ツテ來タ。

1. 會社の商號
  2. 會社成立の年月日
  3. 資本の總額
  4. 一株の金額
  5. 數種の株式がある時は其の株式の内容
  6. 株式の讓渡の制限又は株券の裏書禁止を定めた時はその規定
- 尙全額拂込をさせない場合は、その拂込毎に、その金額を株券に記載することが必要で、これがため株券の裏面にそのための欄が設けられる。また記名株では、株主の氏名が記載され、それからいづれの株券でも株券發行日附が示される。今株券を例示すれば前掲のやうである。

### 第三節 株券の譲渡

株券は會社の承諾がなくとも自由に譲渡出来ることが特色である。それ故株主は最初自分が會社に出資した資本を、會社から直接に回収しないで株券を處分して回収することが出来るのである。これが株式會社の面白い點である。斯やうにして株券は次から次へと自由に譲渡されて行くのであり、株券は現代證券界の寵兒である。

#### (1) 記名株の名義書換譲渡

記名株といふのは誰れが株主であるかといふことを株券にハッキリ示す一方、會社の株主名簿にも株主の名を記録して置くものである。この記名株を譲渡するには、株券を渡しただけでは効力がなく、必ず株主の名義書換をしなければならぬ。この名義書換は次のやうな名義書換請求書に必要な記入をなし、これに譲渡人及譲受人が連名で記名捺印して株券と共に提出すると會社は株券の裏面に名義書換の日附と譲受人の氏名を記載し、また株主名簿にも株式の移轉を記録するのである。この場合名義書換料として株券一通五錢から十五錢位の會社が定めた手數料を支拂ふことが必要である。また譲受人が、その會社の株主でない時は同時に印鑑用紙二枚に印鑑を捺印し

て提出せねばならぬ。

#### 株式名義書換請求書

一、何々株式會社株式 何株

内 譯

イ第何號 何枚 何株

イ第何號 何枚 何株

右株式譲渡致候ニ付名義書換相成度株券相添へ連署ヲ以テ此段及請求候也

昭和何年何月何日

住 所

讓 渡 人

何

某 ㊦

住 所

讓 受 人

何

某 ㊦

何々株式會社御中

この名義書換は譲渡人が會社に直接行つてなすべきであるが、實際は代人を以てすることが多



い。この場合は勿論委任状を添へることが必要だ。それから遠方から郵送して名義書換をして貰ふ時は名義書換に必要な書類に株券と名義書換手数料、返送料を添へて送れば會社は株式係をして代理せしめ手續を済ませ返送してくれる。この株券の名義書換は名義書換停止期間以外は何時でもなしてくれる。

(2) 白紙委任状附讓渡

讓渡の度毎に名義書換をすることは厄介であるから實際には白紙委任状といふものを附して讓渡する。この白紙委任状の性質は大體次のやうである。即ち委任状に故ら委任を受ける人の名を示さず餘白の儘となし置き、何時でも必要に應じて其の餘白に受任者の名を補充出来るやうにしたものである。それ故この白紙委任状を附すると何時でも必要の時名義書換が出来るので、これを株券に添へて渡しさへすれば簡単に讓渡が出来るのである。この白紙委任状といふのは次のやうである。

二錢收  
入印紙

委任状

拙者儀                   ヲ代理人ト定メ左ノ權限ノ行爲ヲ委任ス

一、何々株式会社株式                   何株

但自イ第何號至同第何號

右株式讓渡候ニ付株式名義書換並ニ之ニ關スル一切ノ行爲

右代理委任狀仍而如件

昭和何年何月何日

何                   某                   印

この白紙委任状附讓渡は便宜な讓渡し方法であり日本獨特のものである。だがこの白紙委任状附讓渡だけでは即ち名義書換をやらなければ株主として會社や第三者に對抗出来ないから配當を受取るためには、また株主總會へ出席して議決權を行使するためには名義書換手續を採ることが必要である。

(3) 裏書による讓渡

改正商法では手形のやうに裏書による株券の讓渡が認められた。この裏書讓渡は白地裏書で記名株が簡單に出来るのである。この株券の裏書讓渡は裏書による株券引渡しだけで、その讓渡を

第三者に對して對抗出来るが会社に對して對抗するためには取得者の氏名住所を株主名簿に記載しなければならぬ。その場合の株主名簿名義書換請求書は次のやうである。

株主名簿名義書換請求書

一、何々株式会社株式 何株

但自イ第何號至同第何號 何枚

右株式從來何某所有ノ處何年何月何日何某ニ裏書讓渡仕候ニ付株主名簿ノ名義書換相成度株券及讓渡人ノ印鑑貳葉相添ヘ此段及請求候也

昭和何年何月何日

住所

裏書讓渡人

何 某 印

住所

被裏書讓受人

何 某 印

何々株式会社御中

尙裏書に依る株券讓渡の場合には勿論白紙委任狀附讓渡でも株金の滯納ある株式に就ては會社は

名義書換を拒否し得るものであるから、名義書換をする株主は、この點に就て注意することが必要である。

次に裏書讓渡に就ては裏書の連続した記名株券を取得した者は重大な過失や悪意があるものでなければ正當の取得者として保護される。だが株主名簿に記載してある株主のなした裏書が眞正でない場合会社に就て調査をなせばその眞偽を判別することの出来るものであつた時は假令善意の取得者であつても保護されない。これは要するに株券盜難による場合の危険を少なくするためである。この裏書讓渡は株券の讓渡に對して開かれた新しい方法だが、實際界では餘り歡迎して居らぬ。それは思ふに裏書讓渡は便利さうにみえて案外厄介があり相だからである。果して裏書讓渡が効果的かどうかは實際にやつてみねば判らぬ。

この裏書讓渡は定款でもつて禁止することが出来るが改正商法が實施されると案外裏書禁止規定を設ける會社が多いだらうと云はれて居る。

(4) 無記名株の讓渡

無記名株とは株券に株主の氏名の示してなく且つ株主名簿にも記録してない株式である。この無記名株は定款に規定のある場合を限つて全額拂込のあつた株式に就き發行出来る。我國では無

記名株を發行する會社は非常に少ない。この無記名株を發行して居る會社は日本興業銀行、山一證券株式會社を初め極く僅かである。山一證券の如きは總株數の四分の一だけ無記名株を發行し得ることにして居る。この無記名株の譲渡は名義書換の必要はなく、たゞ株券を引渡しさへすればよいのである。従つて無記名株は、これを所持する人が正當な取得者とみなされるのである。

#### 第四節 讓渡以外株券の名義書換

株券は賣買讓渡の他に家督相続、遺産相続、遺贈等によつて名義書換の必要が起る。また株券の競賣、改名、商號の變更、合併等によつても名義書換せねばならなくなる。斯る場合はそれぞれ各理由に基く名義書換の請求をなすことが肝要である。

#### 第五節 株券の再交付

##### (1) 株券の喪失

株券は盜難や詐欺にあつたり、また自分の不始末から紛失したり、また火災にあつて焼失したりする、そういう時は株券の再交付を會社に請求する。

我々が新聞紙に注意すると、よく株券紛失公告をみる。例へば最近次のやうな紛失公告があつた。

##### 株券紛失公告

滿洲重工業開發株式會社總裁鮎川義介殿名義新株式壹株券甲第壹貳貳八參參號、甲第壹參四五貳六號、

甲第壹參四五貳七號計參枚

右紛失届出ニ付昭和十四年八月二十三日迄ニ故障申出ナキトキハ無効トス

昭和十四年七月二十三日

東京市芝區田村町一丁目二番地

日本鑛業株式會社

前記のやうに株券を紛失した時は株主は、そのことを直ちに會社に届出でる。そうすると會社は喪失株主の負擔で紛失公告をし公告の日から一定期間例へば三十日、四十日、六十日、または何年何月何日迄に、この株券に就て異議の申出がない時に初めてこの株券を無効にする。斯やうにして期限内に異議の申出がない時無効になるが、改正商法では株券は公示催告の手續で、これを無効とすることが出来る。こゝに公示催告の申立に就ての書式を示せば次のやうである。

公示催告ノ申立

證書ノ重要ナル趣旨

一、證券種類 株券 何通

一、證書番號 自己第何號至同第何號（一株ニ付金何圓何十錢拂込済）

一、證券發行者 何々株式會社

一、證券發行月日 何年何月何日

一、株主 住所 何某

申立ヲ爲シ得ル理由タル事實

右申立人ハ前記株券ノ所持人ナル處何年何月何日紛失シタルニ依リ公示催告手續相成度此段及申立候也

疎明方法

一、何々警察署ノ遺失證明書 壹通

昭和何年何月何日

右申立人 何 某 〇

何區裁判所判事 何 某 殿

住所

申立人

何 某

この公示催告の申立をなして後は公示催告の期日までに権利の届出がない時は次の如き書式によつて除権判決の申立をなすのである。

除権判決ノ申立

住所

申立人

何 某

右申立人ノ申立ニ係ル御廳何年（何）第何號公示催告事件ノ催告ニ對シ其ノ催告期間タル何月何日迄ニ請求又ハ權利ノ届出ナキニ因リ申立ノ株券ニ付除権判決相成度此段及申立候也

昭和何年何月何日

右申立人 何 某 〇

何區裁判所判事 何 某 殿

この除権判決がなければ喪失株券の再交附は請求出来ない。斯くて再交附に就ては新株券交附請求書に除権判決の正本又は裁判所の認證ある謄本を添へて請求することが必要であつて、從來の如き保證人二名の連署といふが如きことは不必要である。

(2) 株券の毀損

株券が破れたりして持扱が不便だとか、或は火事の爲め株券が半分焼失したとか、ひどく汚損したといふやうな時にも株券の再交附問題が起る。だが、これは喪失と違つて古い株券を新しい株券に代へるだけであるから手續は頗る簡單である。この場合はただ新株券交附請求書に記入して請求すればよいのである。

### 第六節 株券の質入

株券は金融のため擔保として仲々利用される。この株券を擔保とする場合は質入の形をとるのである。そして株券の質入の場合は株式質入書（又は擔保差入書）と質物提供承諾書（處分承諾書）を添へる。勿論、株券に名義書換白紙委任狀を附することを忘れてはならぬ。

ここに株式質入書の書式を示せば大要次のやうである。

三錢收  
入印紙

### 株式質入書

何々株式會社株式

何株

右ハ昭和何年何月何日何某振出第何號（約束マタハ爲替）手形金何圓也ノ支拂擔保トシテ左ノ條項承認ノ上差入候也

一、本債務不履行ノ場合ハ勿論擔保品ノ滅失毀損又ハ時價低落ニ當リ其填補又ハ債務ノ辨濟ヲ爲サザル時ハ期日前ト雖モ法定ノ手續ニ依ラズシテ隨意ニ前記擔保品ヲ處分シ其ノ收得金ヲ以テ辨濟ニ充當セラルルモ異議ナキコト

一、前記擔保品ハ現在及將來ノ他ノ債務ニ對スル共通擔保トシテ其債務不履行ノ場合ニ於テハ前項同様處置セラル、モ異議ナキコト

昭和何年何月何日

住所

何々銀行（又ハ何某）殿

何 某 〇

次に質物提供承諾書は質物としてとつた株式を、更に借金する際にそれを質入することを承諾した證書である。即ち轉質承諾書である。例へば銀行が或る人に株式を擔保として金を貸した場合、この承諾書をとれば他日自分が資金の必要があつた時に、その質入擔保を更に擔保として金融を受けることが出来るのである。その書式は次のやうである。

### 質物提供承諾書

一、何々株式會社株式 何株

右拙者所有ノ處貴殿ニ於テ他へ擔保トシテ御差入ノ儀委細承諾仕候然ル上ハ貴殿ト債權者トノ契約ニ基  
キ擔保物名義書換ニ就テハ一切異議無之候依テ承諾書如件

昭和何年何月何日

住所

何 某

何々銀行（又ハ何某）殿

この株券を質入する場合、質権者はこの株券を繼續して占有するのでなければ質権を以て第三者に對抗することは出来ない。それから株式の消却、併合或は轉換があつた際は從前の株式を目的とする質権は消却、合併或は轉換によつて株主が受くべき現金又は株式にあるし、また競賣によつて株式讓渡人が申出價額で株式を引取つた場合、その處分金から滯納金及違約金を差引いた金額を株主に拂戻す金額の上にもある。更に記名株を質入した場合質権者の請求によつて會社が質権者の氏名住所を株主名簿に記載し、その上その氏名を株券面に記載した時は質権者は會社か

ら利益配當、若くは利息配當、殘餘財産の分配または直前述べた處の現金に就てその支拂を受け他の債權に先立つて自分の債權の辨済に充てることが出来るしまた株主名簿並に株券記載の質権者は株式の消却、併合または轉換によつて受くべき株券の引渡を株主に請求出来るものであり質権保護は十分になつて來た。云ふ迄もなく單に株券を交付して質入をなすことは短期の資金調達に用ひたり、また質入者が質入を秘密にするために用ひたりする。これを略式質入と云ふことが出来る。處が質權設定者の要求によつて、その質權者の氏名住所を株主名簿に記載し、且つ株券面に質權者の氏名を記載することは長期の金融の場合に利用される。これを略式質に對して正式質とか登録質とか云ふことが出来る。

### 第七節 株式の信託

株券は屢々また信託會社に信託される。この株式の信託は、だんだん盛んになつて來る。これは孤兒や未亡人や株券の管理に疎い人達が利用すれば至極便利である。

この株式の信託では株券を信託會社に引渡して、その名義書換をなし且つ會社の株主名簿に信託財産の表示をなすことが必要である、殊に會社や第三者に對しては株主名簿に信託財産の表示

をしなければ信託財産であることを對抗することが出来ない。この信託財産の表示は次のやうな書式で株券を添へて會社に請求するのであるが、さうする時は會社は、そのことを株主名簿に記載すると共に株券面に信託財産の表示として信託財産なる旨及その表示月日を記載し代表取締役が署名してくれる。これは必ずしも名義書換と一緒にやる必要はない。

信託財産表示請求書

一、何々株式會社株式 何株

株券種類	番	號	枚	數
------	---	---	---	---

右株式ニ對シ信託財産ナルコトノ表示並ニ其旨株主名簿ニ御記載相成度株券相添へ此段及請求候

昭和何年何月何日

住所

何々信託株式會社

右請求人

代表取締役

何 某

何々株式會社御中

この信託財産の表示があると、萬一株式信託をした人が差押を受けても、その株式を押へる譯にはゆかぬし、また信託會社が破産しても、その信託株式は安全である。

前記のやうに信託財産の表示をしてもらふ時は信託會社は請求書を以て會社に申込むが更に信託株式の名義書換並に信託表示の株主名簿への記載に就ては、その會社から證明書をとつて置くことがよい。この場合には會社は次のやうな證明書を出す。

信託表示證明書

豫テ何年何月何日附テ以テ株式何株ノ信託財産ノ名義書換並ニ信託表示ノ件ハ當社株主名簿ニ記載致候  
間右證明仕候

昭和何年何月何日

何々株式會社

何々信託株式會社御中

既に知るやうに株式の信託には株式を信託會社に移轉することが必要である。そこで信託のため名義書換には次のやうな信託讓渡名義書換請求書に信託者並に受託者が連署して株式と共に

會社に提供する。この場合信託會社の代表取締役の登記抄本、印鑑用紙二葉を添へることを忘れてはならない。これを要するに信託譲渡に依る名義書換は普通の場合と少しも異なるのである。

信託譲渡名義書換請求書

一、何々株式會社株式 何株

但シ自は第何號至第何號 何枚(何株券)

右株式信託譲渡致候間名義書換ノ上株券並ニ株主名簿ニ信託財産ナル旨ノ表示相成度印鑑貳葉、登記簿抄本相添へ此段及請求候

昭和何年何月何日

住所

何々信託株式會社

受託者

代表取締役

何 某 ㊦

住所

信託者

何 某 ㊦

何々株式會社御中

第七章 株 券 (その二)

第一節 優先株

(1) 優先株の意味

優先株は利益配當とか残余財産とか、または兩者に就て普通株に優先する特權を持つ株式である。この優先株に就ては改正商法では會社新設當初から、その發行を認めるやうになつた。これは劃期的な改正だ。會社新設から、これを許すことは會社の設立を容易ならしめる。例へば發明權なり、鑛山なりを出資して會社を設立しやうとする時、これ等の現物出資者に對しては普通株を發行し公募によつて現金拂込をする者に對して一定の配當優先權を與へる優先株を發行すれば現金出資者は優先權があるだけに投資は安全だから在來のやうに普通株が與へられるよりは喜んで投資するからである。

(2) 優先株の種類

この優先株には次のやうな種類がある。

第七章 株 券(その二)



1. 利益配當優先株 これは利益配當に就て定款規定の優先権を持つものである。例へば次の如き規定があるものである。これが一般的な優先株である。

「優先株何株ヲ發行シ年一割ノ利益配當ヲ普通株ニ先ンジテ優先配當スルモノトス」

2. 残余財産分配優先株 残余財産といふのは会社が解散した場合總資産を以て總負債を支拂つて後に残る財産である。この残余財産に就て優先権を持つものが、これであり、この種の優先株は拂込金額に就ては残余財産に就て分配上の優先権がある。この種の優先株は殆んど稀である。

3. 利益配當、残余財産分配優先株 これは利益配當に就ても、また残余財産に就ても優先権を持つものである。例へば次のやうである。

「優先株ニ對シテハ毎決算期ニ就テ年一割ノ率ヲ以テ普通株ニ先立チ優先配當スルモノトス  
會社解散ノ場合ニ於テ残余財産ノ分配ヲナス時ハ拂込金額ニ滿ツル迄普通株ニ先立チ優先株ニ分配スルモノトス」

(3) 利益配當優先株の分類

併て次に利益配當優先株には次の如き種類がある。

1. 配當追徴権の有無によつて

a 累積的  
b 非累積的

2. 利益参加権の有無によつて

a 参加的  
b 非参加的

(a) 累積優先株

配當追徴権とは若し優先株に定款規定の配當が出来ない時に、その不足する配當分を將來利益のあつた時に追徴出來得る権利である。この配當追徴権があるのを累積的といふのである。何故に累積的といふかと謂へば、不足配當だけが將來利益のある時まで積り積つて行くからである。この累積優先株が我國でも追々多くなつて來た。この優先株の規定の實例を挙げれば次のやうである。

「優先株ハ毎決算期ニ於テ年一割ニ達スル迄普通株ニ先立チ利益配當ヲ受クル權利ヲ有ス優先株ノ配當ガ該決算期ニ於テ定率ニ達セザル時ハ其不足額ハ後期ニ於テ填補スルモノトス」

この累積規定を持つ優先株は配當追徴権があるだけ投資物としては有利だ。

(b) 非累積優先株

非累積優先株とは配當追徴権のない優先株である。言葉を換へれば、その期の利益に就てだけしか優先権はないものである。そこで優先配當が出来るだけの利益があればよいが、さもなければ定率以下の配當が無配當に終るもので不足配當に對する権利は自然に消滅してしまふ。だから缺損會社の非累積優先株であると優先権も結局事實は名のみを終るものである。従つて投資物としては餘り香しくない。尙注意すべきことは我國では定款に何等累積規定がない時は、それは非累積と解されるといふことである。優先株の所有者は、こういつた點を十分知つて置くべきである。

#### c) 参加優先株

参加優先株といふのは定率の優先配當を受けた後に於ても餘剰利益に就て参加出来るものである。我國ではこの参加規定を持つものが非常に多い。この参加は優先株に八分なり一割なりの定款規定の率まで配當し尙残りがあれば普通株に同率だけの配當をなし更に残りがあれば優先株も普通株も平等率に参加するといふのが一般的の型である。勿論この参加方法以外に優先株に定率の配當をなすと同時に、その残りの利益に於て即座に普通株に伍して参加の出来るものや、其他特別の参加の仕方のものもある。だが要するに優先株に定率配當をした残りの利益に就て参加

出来るものは、すべて参加優先株である。

#### d) 非参加優先株

これは定款に於ける定率だけの優先配當を受けるもので、この優先配當を受けさへすれば、それで終るもので、どんなに巨額の利益があつても、それ以上の配當にはあづかり得ないものである。それ故、非参加規定のあるものや非参加的と解される優先株は、これまた投資物としては興味が無い。殊にこの種優先株を優良會社が発行する時はさうである。

#### (4) 優先株の消滅條件

我國の優先株には消滅條件が附いて居るものが仲々多いから注意すべきである。この消滅條件には二通りあつて一は解除條件であり他は期限附である。前者は例へば優先株と普通株とに對し定率以上の利益配當を何ヶ年繼續した時は、優先権を消滅させるといふやうな條件であり、後者は配當が出来るか出来ぬかは別問題として向十ヶ年間は優先配當するといふやうな條件である。そして前者の條件が先づ一般的だが、中には優先株にだけ何ヶ年間優先配當をしたならば優先権を消滅させるといふやうな規定を持つものには餘程用心することがよい。

前記のやうな條件がなくとも優先株は屢々消滅されることがある。その場合は株主總會に附議

することが必要であり、また特に優先株主總會を開いて優先株主の承諾を経ることが必要だ。

## 第二節 後配株

後配株といふのは優先株と反對に普通株に配當されてから後に配當を受け得る株式である。今度改正商法で一般の株式會社にこの後配株の發行が許されることになつた。現在、この後配株の發行が認められて居るのは地方鐵道だけである。だがその例は少なく僅かに一度、後配株が發行されたやうである。それは昭和六年に新潟鐵道會社が發行しただけである。この新潟鐵道會社の後配株の條件は次のやうであつた。

(1) 毎決算期に於ける利益金は先づ普通株に年六分までの配當をなし、次に後配株に同割合に達するまでの配當を爲し殘餘の利益金は平等の割合を以つて配當する。

(2) 普通株並に後配株に對する利益配當が引き續き二ヶ年間七分を超ゆるに至つた時は爾後、後配株を普通株に直す。

尙参考のため、もう少し地方鐵道の後配株に就て述べれば地方鐵道法に依ると後配株は利益配當に關して一定期間内普通株に劣る株式であり、これは増資の場合に限られ、またその資金の用

途が線路延長のために充てられる時に認められ、必ず鐵道省の許可が必要である。

この株式を發行する時は、そのことを定款に記載すると同時に株式申込證には

1. 後配株の種類及其各種株式の數
2. 後配株の利益配當に關する事項
3. 延長工事の主要殊に其開業豫定期間

を記載することが必要である。この後配株は権利が普通株に劣る點は利益配當に就ただけであり殘餘財産に就ては特別の定めがなければ普通株と平等である。この後配株に就ては定款または株式申込證に記載した事項に就き後配株主の利益を害する時に限つて後配株主總會を開催することが出来る。

## 第三節 無記名株

無記名株とは既に述べたやうに株券面に株主の氏名が示されないと同時に株主名簿にも株主の氏名が記録してない株式である。この株式の發行は我國では非常に少ない。私の知る限りでは次の四社があるが、これ以外あつても、それは極めて少ないであらう。

1. 日本興業銀行 總株數百萬株中二九、九六〇株(昭和十三年上半期)
2. 山一證券會社 總株數二十萬株中四〇、八二五株(昭和十三年下半期)
3. 東京運河土地會社 不明
4. 大日本加里會社 不明

この無記名株は改正商法では定款に規定のある場合に限つて全額拂込済の株式に就て發行出來るのである。そこで何等定款に規定する處がなければ無記名株は發行が出來ない。この無記名株の譲渡に就ては既に説明したから、ここには省略するが、この無記名株が議決權を行使しやうとする時は株主總會々日より一週間前に株券を供託しなければならぬ。若し規定の期日まで株券の供託を忘れたり怠つたりすれば議決權は行使出來ないから注意すべきである。だが我國の無記名株主をみると私が調べた處では議決權を全然行使しないやうである。この無記名株は配當をどうして受取るか？ この無記名株の配當受取に備へて株券には通常配當券と稱するものが附してある。例へば山一證券の無記名株券には四十期分、日本興業銀行の無記名株券には五十期分の配當券が添へてある。そこで無記名株主は、その期の配當券を切取つて、これに所要事項を記載調印して會社に提出して現金を受取るものである。また若し配當券がない場合は會社から配當金

領收書用紙を受け、これに記入して請求するものである。

#### 第四節 無議決權株

議決權とは、株主が持つ經營參加權であり、株主總會に於てヴォートに参加する權利である。株式は原則として議決權がある。勿論この議決權の數は定款を以て制限することが出来るが、何等定款の規定がなければ一株に就き一個の議決權を持つものであり若し議決權を制限するとすれば十一株以上の株主の議決權に就てだけである。我國では、これ迄株式の議決權を奪ふことは出來なかつたが改正商法では議決權を剝奪することを許した。言葉を換へれば無議決權株の發行を認めたのである。但し無議決權株の發行の出来るのは會社が數種の株式を發行して居る場合に限るので例へば會社が普通株の他に優先株とか後配株とかいふやうな株式を發行して居る時に限つて定款を以て、その中の或種類の株式の議決權を奪ふことが出来るのである。この無議決權株を發行する時は必ず株式申込書に明記することが必要であり、また議決權の制限は資本の四分の一の範圍内だけで許されるものである。我國では將來優先株にこの議決權のないのが出て來るのではないかと想像する。この無議決權株は配當さへ貰へば經營參加はどうでもよいといふ小投資家

や經營參加の意思のないことを標榜する大投資家には適するし、また時に歓迎される。

### 第五節 保證株

保證株といふのは政府なり都市なり會社なり個人なりが會社の利益配當に就て一定の保證をなす株式である。この配當保證が行はれる場合は稀である。この配當保證は投資家にとつては難有い條件であり特に國家なり都市なりが保證してくれば絶對安全である。この配當は會社自身が保證することは出来ない。よく會社の重役が配當保證をすることがあるが、これは重役としてでなく一個人の責任で保證するのである。我國に於ける配當保證の例を参考までに挙げれば次のやうである。

1. 國家の配當保證 東北振興電力と東北興業は政府が創立後三營業年度は年四分、其の後第十五營業年度までは六分の配當保證をして居る。此の他北支開發、中支振興等の國策會社には屢々配當保證が行はれる。斯ういつた政府の配當保證は投資に對する好條件である。
2. 都市の配當保證 嘗て關東大震災直後、都市建築復興のため設立された復興建築助成會社は三十ヶ年間八分の利益配當が東京及横濱兩市から保證された。

3. 親會社の配當保證 親會社が子會社の配當に就て保證した例は我國では寡聞にして、これを知らない。

4. 個人の配當保證 新望銅山が新株募集に當つて社長が個人の資格に於て五ヶ年間一割の配當保證をした。また巖松堂書店が震災後個人組織から株式組織に改める際波多野氏が個人の資格に於いて一割の配當保證をした。それから別府化學藥品會社は専務取締役中村氏が三ヶ年間一割の配當保證をした。

この他にも一、二配當保證の例を知つて居るが、こゝには割愛する。

### 第六節 優待附株式

優待附株式といふのは一定持株の株主に對し特別優待をなす株式である。この株主優遇の特典は多く鐵道會社、軌道會社、自動車會社、汽船會社等の交通系統の會社や演劇、キネマ等の興業會社等で與へられる。その一二の例を擧げて置く。

1. 鐵道會社 東武鐵道は二千株以上の株主に對し通用パスを與へて居る。  
富士身延鐵道は拂込金額二千五百圓以上は乗車券交附、五千圓以上は通用パス

- 2 軌道會社 京成電軌は五百株以上の株主に通用パス  
阪神急行は五百株以上の株主に通用パス
- 3 自動車會社 東京乗合自動車は三百株以上の株主に對し記名後六ヶ月を経過したるものに通用パス  
名古屋乗合は八十株以上の株主に通用パス

- 4 汽船會社 東京灣汽船は百株以上の株主に全航路乗船券交附
- 5 興業會社 松竹興業は次の如く優待券を交附

株 數	演 劇	映 畫
十株以上	毎月二回	
二十株以上	毎月四回	
五十株以上	毎月一回	毎月五回
百株以上	毎月二回	毎月六回普通席同伴一名
百五十株以上	毎月三回	毎月十回特等席同伴二名

東寶劇場は次の如く優待券を交附

- 1. 十株以上東寶劇場毎月特定席券一枚(指定日)
  - 2. 百株以上同毎月自由席券二枚(自由日)
  - 3. 五百株以上同毎月自由席券三枚(自由日)
- 他ニ各株主(東京、神奈川、埼玉、千葉在住株主)毎ニ有樂座時々招待  
後樂園スタジアムの優待は次のやうである。
- 1. 二十株以上 二階觀覽席
  - 2. 五十株以上 一階特定パス
  - 3. 百株以上 正面二階特定パス
  - 4. 二百株以上 正面一階特定パス
  - 5. 三百株以上 特別優待席パス

此等の株主優待は時々變更されるから株主は注意すべきである。この優待附株式はその會社が優良會社であれば配當の他に、こゝいつた優遇の特典があるので、大いに歓迎される。多くの株主の中には配當よりも、優待券さへ貰へればといふので、斯ういふ株式を所有する者がある。前記は一般的な優待附株式だが、中には次のやうな別な優待をなすものがある。

- 1. 別府化學藥品會社は五十株以上の株主に對し特約販賣店の優先權を附與して居る。
- 2. 白木屋百貨店は株主本人及家族の自用品に限つて十株以上は年買上高八百圓迄、三十株以上は千二百圓迄、五十株以上は千六百圓迄、百株以上は二千四百圓迄、二百株以上は三千六百圓迄

圓迄、三百株以上は四千八百圓迄五分の割引をなし、一月、四月、七月、十月現在の株主に對し優待票を交附する。

3. 大正製藥所では藥局藥店を經營する株主に對し賣上割戻をなす。
4. 白老養狐場會社は蕃殖豫定率以上に達した毛皮に對し一株毎に抽籤權を與へる。

### 第七節 舊株、新株其の他

株式は大體次の如く分類される。

1. 舊株 これは新に發行された株式に對して、それ以前に發行された株式を指す。
2. 新株 これは増資によつて新に發行した株式をいふ。
  1. 親株 新株引受權の與へられた株式を指す。
  2. 子株 新株引受權によつて株式引受をなし新に獲得した株式をいふ。
1. 全額拂込株 これは額面全額拂込まれた株式である。
2. 未拂込株 これは一部分拂込を残す株式である。

此の他舊株と新株とある場合新株の値段が舊株の値段を凌ぐ場合に特に親不孝株といふ。

## 第八章 社債 券

### 第一節 社債の意味

社債といふのは株式會社の證券債務である。言葉を換へれば株式會社が社債券といふ有價證券を發行して社會から經營資金を借入れるのである。この社債を表彰する證券が社債券である。そしてその特色は次のやうである。

1. 社債は契約の定率の利息を一定時に支拂を受ける。
2. 一定の償還期限または償還期限内に元本の支拂を受ける。
3. 社債は、これを自由に讓渡することが出来る。

この社債は株式と異つて經營に参加することは出来ぬし、また配當を受けることも出来ない。またこの社債は一定時に定率の利息支拂と償還期限に元本の償還を受けるので株式のやうに値段の騰落がなく比較的値段が安定して居るため投資證券として大いに歡迎される。通常社債といふのは株式會社が發行する會社債を指すので所謂債券とは區別される。この債券といふのは特殊

銀行や特殊会社が我國産業發展または開發といふやうな特殊使命の下に發行されるもので、この中には屢々割増金附債券がある。勸業債券、興業債券が、さうである。この債券と云はれるものには、この他復興貯蓄債券、北海道拓殖債券、朝鮮殖産債券、東拓債券、南拓債券、臺拓債券、鮮滿拓殖債券、産業債券、農工債券等がある。

## 第二節 社債の發行

會社は社債を發行するに就ては經營資金を果して投資によつて調達することが得策か、それとも社債によつて調達することが賢明なるかを十分研究する必要がある。この社債を發行するには法律上種々の制限を受ける。

### (1) 株主總會の特別決議

社債の發行には株主總會の特別決議が必要である。この特別決議といふのは株主總數半數以上資本の半額以上の株主が出席し、この出席株主の過半數で決議するのである。所謂定足數を必要とする決議である。それ故社債を發行しやうとする時は、そのために臨時株主總會を開き、その招集の通知書には社債募集に關する件を通知する。この臨時株主總會に於てはたゞ社債を募集す

るといふ決議だけでは不十分で社債總額、各社債の金額、利率、償還期限及方法、擔保の有無等の重要事項を決議せねばならない。

### (2) 社債發行の限度

社債は、拂込資本を限度として發行を許されるもので、無制限發行は許されない。それから缺損會社が社債を發行する時は最終の貸借對照表に依り會社に現存する純財産の範圍内で社債の發行が許される。以上は社債發行の限度だが滿鐵、東拓、南拓、鮮滿拓殖、臺拓、電氣事業、自動車製造業、人造石油業、工作機械製造業、航空機製造業等は特別法によつて例外を認められ拂込資本の何倍といふやうに發行限度が擴張されて居る。

### (3) 社債の金額

社債は額面二十圓を下ることが出来ない。だが社債は通常額面百圓以上である。尙改正商法では同種類の社債は各社債の金額は均一であるか、又は最低額で割切れることが必要だとして居る。

### (4) 追加募集の制限

社債は總額拂込後でなければ追加發行は出来ない。これは法律上社債も分割拂込を許して居る關係からである。だが實際は社債は例外なく一度に額面總額を拂込ませる。



(5) 償還金額に対する制限

社債は割増金を附けることは出来ない。各社債とも償還金額は同一額でなければならない。だが同一額償還といふのは額面額だけを償還するといふのではなく額面以上の償還をしても差支へないが、その時は各社債に就て償還金額に差別をつけてはならぬのである。

(6) 臨時資金調整法による許可

現在では社債の募集には臨時資金調整法の制限を受け大蔵省の許可を得ねばならない。

第三節 社債の募集方法

社債募集の形には次の二つがある。

1. 直接募集

2. 間接募集
- a 請負募集
  - b 総額引受

直接募集といふのは社債の募集手續及發行事務一切を自分の會社で一切やるのである。だが、この方法は特殊の場合の他は採らない。

次に間接募集は募集及發行事務一切を手數料を與へて専門の第三者に委せる遣方であり、その中請負募集といふのは銀行とか信託會社とか、または此等のシンデケートに社債募集を請負させ、若し公募額が消化し切れない場合は、その不消化の部分を彼等に責任を持たせるのである。この請負募集ではこの募集請負をする機關を元受機關と云ひ、この下に下引機關があつて社債募集に専心するものである。それから総額引受といふのは社債引受機關が單獨で社債の總額を引受けてしまうのである。この場合は募集といふ形をとらない。

第四節 社債募集の條件

社債募集には種々の條件が提供される。

(1) 社債發行價格

社債が額面で發行されることを、パー(額面)發行といふ。よく四分三厘パーで發行されるなどといふ言葉をきくが、これは利率四分三厘、額面發行だといふ意味である。また社債は額面以下で發行されるが、これを割引發行といふのである。例へば額面百圓の社債を九十九圓五十錢で發行するといふやうなのがこれである。それから社債はプレミアム附で發行されることもあり得

る筈だが実際には殆んどない。

(2) 社債利子と利拂方法

社債利子は契約による一定率が支拂はれる。そしてその利子は通常年二回毎半年分づゝ支拂はれる。この利息は利札と引換に拂はれる。

(3) 元利支拂場所

元利支拂の場所は大體銀行または信託會社であるが時に會社の本支店または出張所で支拂はれることもある。

(4) 社債の償還期限

社債の償還期限は發行より五年とか十年とか契約で定められる。この償還期限が来れば元本が支拂はれる。だが一般に社債契約では會社の都合によつて何時でも随時に償還出来るやうにしてある。然しこの場合は据置期限と稱して償還の出来ない期限を定める。

(5) 償還の方法

随時償還の場合は(1)抽籤償還とか(2)番號順償還とか(3)買入銷却とか又は、これ等の諸方法を併用することを契約する。

(6) 減債基金

減債基金といふのは社債償還の用意として利益の一部を留保し償還基金を設けることである。これは随時償還に、または買入銷却に利用される。我國では近頃この減債基金制が原則である。

(7) 擔保物の有無

社債には屢々擔保物が提供される。最近は社債淨化の立場から擔保物が原則的となつた。そして社債が擔保附の場合は、擔保物件、抵當權の順位、擔保物の價額、受託會社の擔保價額査定に關する調査報告が示される。

(8) 元利支拂保證

社債の元利支拂に就て政府、自治體、會社、個人等から保證されることがある。その場合は支拂保證を明示する。

(9) 特約

社債には屢々特約條項が附せられる場合がある。特に無擔保の場合にみられる。その特約は社債全額償還までは會社の所有財産を擔保して社債を發行したり又は借入金をしなさいといふやうなものか、若し將來、その財産を以て擔保附社債を發行する時は、現在の條件其の儘で擔保附社債

と借換するといふやうなものである。

(10) 其他の條件

社債には前記の他に新株引受権を與へるとか無料入場券を與へるといふやうな投資慾を喚ぶ條件を與へることがある。

第五節 社債の公募及申込

社債の募集廣告を新聞紙に見掛けることは非常に多い。また投資家の家庭には社債募集の度毎に應募勧誘のパンフレットが届けられる。こゝに新聞紙に掲げられた募集廣告を御目に掛ける。

日本油脂 株式會社第壹回社債賣出

株式會社第壹回社債賣出

今般其全額ヲ引受ケタル昭和拾四年九月壹日發行日本油脂株式會社第壹回社債賣出左記要項

ニ依リ賣出申候間御申込被下度候

昭和拾四年八月

東京市麹町區丸ノ内壹丁目八番地壹

株式會社 日本興業銀行

委託會社 日本油脂株式會社

受託會社 株式會社日本興業銀行

社債總額 壹千貳百萬圓

發行方法 社債總額ヲ數回ニ分チ發行ス

今回發行スヘキ金額 五號社債金額五百八拾萬圓

各社債ノ金額 壹百萬圓、五百圓、壹千圓、五千圓及壹萬圓ノ五種

無記名式利札附

賣出價格 額面壹百萬圓ニ付金壹百萬圓

社債ノ利率 年四分四厘

社債償還ノ方法及期限 昭和拾四年九月壹日ヨリ貳箇年据置其後每半年各利拂期日ニ金拾七萬五千圓以

上ヲ償還又ハ買入銷却シ昭和貳拾四年九月壹日迄ニ殘額全部ヲ償還又ハ買入銷却ス、据置後ハ何時

ニテモ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得、一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依ル、買入銷却ハ何時ニテ

モ之ヲ爲スコトヲ得

利息支拂ノ方法及期限 毎年參月壹日及九月壹日ノ貳回ニ各前半箇年分ヲ利札引換ニ支拂フ但償還ノ場

合ニ於テ半箇年ニ滿タサル利息ヲ支拂フトキハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス、償還期日後ハ利息ヲ附セス

元利金支拂場所 株式會社日本興業銀行本店及各支店

第八章 社債券

株式會社の常識

信託證書及ろ號社債發行契約證書ノ表示 昭和拾參年拾壹月拾六日附信託證書昭和拾四年八月七日附る  
號社債發行契約證書

物 上 擔 保 本社債ノ擔保トシテ委託會社所有左記各工場財團ノ上ニ夫々抵當權ヲ設定シタリ

- (一) 東京區裁判所麹町出張所登記第拾四號工場財團(順位第貳番)
  - (二) 東京區裁判所王子出張所登記第拾六號工場財團(順位第貳番)
  - (三) 神戸區裁判所西宮出張所登記第拾四號工場財團(順位第壹番)
  - (四) 神戸區裁判所兵庫出張所登記第拾四號工場財團(順位第貳番)
- 右(一)及(二)ノ各工場財團ノ上ニ設定セラレタル先順位ノ抵當權及(四)ノ工場財團ノ上ニ設定セラレタル先順位ノ根抵當權消滅シタルトキハ委託會社ハ直ニ前記信託證書ノ定ムル所ニ從ヒ本社債ノ抵當權ノ順位ヲ夫々第壹番ト爲スモノトス
- ろ號社債權者ハ社債總額ノ内既ニ發行ニ保ルイ號社債及今後發行セララルヘキ各同ノ社債ノ社債權者ト共ニ債權額ニ應シ平等ニ擔保ノ利益ヲ享受スルモノトス
- 擔保ノ價格ニ關スル調査報告 受託會社株式會社日本興業銀行ノ査定ニ依レハ前記工場財團ハ本社債元利金ヲ擔保スルニ足ル價格ヲ有ス
- 資 本 金 五千五拾萬圓(内參千六拾萬圓拂込済)(昭和拾四年七月二十五日現在)
- 未償還社債總額 六百貳拾萬圓(昭和拾四年七月貳拾五日現在)

現在 財 産 壹億六百貳萬六千參百拾貳圓七錢(之ヨリ未拂込株金、社債其他ノ債務ヲ控除シ

タル金額ハ參千五百七拾七萬六千參百六拾壹圓壹錢)(昭和拾四年五月參拾壹日現在)

此ニ發行ニ保ルイ號社債ノ表示 一號社債金額五百萬圓、未償還額五百萬圓利率年四分四厘、償還金額額面壹百圓ニ付壹百圓、償還期限昭和貳拾參年拾貳月拾日但償還方法其他ハ前記信託證書ニ之ヲ定ム

賣 出 期 間 昭和拾四年八月拾七日ヨリ同拾九日マデ

但期間中ニテモ締切レコトアルヘシ

申込 證據 金 金參圓(額面壹百圓ニ付)

割 當 方 法 適宜割當額ヲ定ム

拂 込 期 限 昭和拾四年九月壹日

信託證書ろ號社債發行契約證書閱覽場所 委託會社及受託會社ノ本支店ニ於テ毎日營業時間中閱覽ニ供

取 扱 場 所

- 株式會社日本興業銀行本店及各支店
  - 日興證券株式會社 支店 共同證券株式會社 山一證券株式會社本支店 藤本ビル、ブローカ
  - 證券株式會社 野村證券株式會社本支店 小池證券株式會社本支店 川島屋證券株式會社
- 第八章 社 債 券

借て社債公募の廣告により、または應募勧誘のパンフレットにより社債諸條件を知り、それが投資物として有利だと考へた時は社債を引受ける申込をなすことが必要だ。そして社債の申込には取締役または委託募集の請負會社が作成した一定の社債申込書によるべきである。この社債申込書には次の如き事項が記載されてある。

- 1 會社の商號
- 2 社債の總額
- 3 各社債の金額
- 4 社債の利率
- 5 社債償還の方法及期限
- 6 利息支拂の方法及期限
- 7 數回に分ち社債の拂込をなさしむる時は其拂込の金額及時期
- 8 社債發行の價額又は其最低價額
- 9 債券を記名式又は無記名式に限りたる時はその旨
- 10 會社の資本及拂込みたる株金の總額

- 11 最終の貸借對照表に依り會社に現存する純財産額
- 12 舊社債償還のため拂込金額を超へ、または現存純財産額を超へて社債を募集する時はその旨

- 13 前に社債を募集したる時は其償還を了へざる總額
- 14 社債募集の委託を受けたる會社ある時はその商號
- 15 社債の應募額が總額に達せざる場合に於て受託會社が其殘額を引受くべきことを約したる時はその旨

この社債申込書を示せば次のやうである。

參錢印紙  
消印

①注意 乗替應募者ハ舊社債券ヲ提供スルモノトス此場合ニ於テハ  
申込證據金ヲ要セズ此ノ申込證書ハ必ず貳通ヲ要ス

一、〇〇〇〇株式會社第三回甲號物上擔保附社債額面金 圓也

内譯 現金應募 額面金 圓 (此發行價格額面百圓ニ付金百圓)  
乗替應募 額面金 圓 (此發行價格額面百圓ニ付九拾九圓五拾錢)

希望券種

100円枚	500円枚	1,000円枚	5,000円枚
-------	-------	---------	---------

株式會社の常識

但現金應募ニ付テハ申込證據金額面百圓ニ付金參圓ノ割トス

右裏面記載事項承認ノ上  
證據金額面 第〇回社債額面  
第貳回社債額面

圓錢 相添へ申込候也

昭和何年何月何日

住所

氏名印

〇〇〇〇株式會社御中

店取扱

(裏面)

- 一、社債總額 五百萬圓
- 一、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓ノ四種トシ無記名利付札トス
- 一、社債利率 年六分
- 一、發行價格 現金應募 額面壹百圓ニ付金壹百圓  
乘替應募 額面壹百圓ニ付金九拾九圓五拾錢
- 一、償還ノ方法及期限 昭和何年八月壹日トス但發行ノ日ヨリ二ケ年据置後ハ隨時償還スルコトアルベシ

一、利子ノ支拂方法及期限

一部償還ノ場合ハ抽籤ニ依ル  
毎年貳月壹日及八月壹日ノ貳回ニ前六ケ月分ヲ利札引替ニ支拂フ  
但償還ノ場合ニ於テ六ケ月ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス

一、元利金支拂場所

株式會社何々銀行各本支店

一、擔保

〇〇〇〇株式會社所有何區裁判所何出張所登記第何號工場財團ノ上ニ  
設定シタル第一番ノ抵當權

一、申込期間

昭和何年七月壹日ヨリ同月拾日迄、但滿額次第期間中ト雖モ締切ルコトアルベシ

一、申込證據金

額面壹百圓ニ付金參圓(募入確定ノ上ハ拂込金ニ振替フ)

一、募入方法

應募超過ノ場合ハ適宜募入額ヲ定ム

一、拂込期限

昭和何年八月壹日  
期限迄ニ拂込ナキトキハ其中込ヲ無効トシ既ニ拂込ミタル證據金ハ之ヲ返還セズ

一、商號

〇〇〇〇株式會社

一、資本金

壹千六拾萬圓(内拂込済金五百四拾參萬六千圓昭和何年五月末日現在)

一、現存財産

金九百八拾八萬九千七百參拾七圓八拾八錢 昭和何年五月末日現在)

第八章 社債券

株式會社の常識

一五八

- 一、未償還社債總額 參百拾萬圓(昭和何年七月參拾壹日總額ヲ償還ス)
- 一、受託會社 ○○信託株式會社
- 一、舊社債ニ對スル特典 昭和何年七月參拾壹日償還ノ第一回及第二回社債ノ償還金ヲ以テ拂込ニ充當スル乘替應募者ニ對シテハ發行價格ヲ額面百圓ニ付金九拾九圓五拾錢トス又此ノ場合ニ於テ其申込ニ對シテハ優元ニ募入シ又申込ノ際舊社債券ヲ提供スルモノトシ申込證據金ヲ要セザルモノトス

この申込證二通に引受くべき數其他必要な記入をなし、これに住所氏名を書き入れ捺印の上申込期限内に申込取扱所に提出する。この申込の場合は定められた證據金または舊社債券を添へることは論を俟たない。それから若し社債發行に於て一定價額でなく最低價額を定めた時は應募者は社債申込證に最低價額を記載することが必要である。斯やうに申込をなす場合滿額に達すると申込期間中でも締切つてしまふことがある。よく新聞に次のやうな廣告を見掛けることがある。

○○製鋼所 第壹回い號物上擔保付社債募集

滿額ニ付拾六日限締切申候

請負募集銀行代表

株式會社 ○○銀行

昭和拾四年八月

次に申込期間内に締切をしない時、申込應募が豫定を超過すると割當問題が起る。そして其の割當は通常引受會社が適宜これを定めるが、乗換應募者の申込には優先權が與へられるのが普通だ。斯やうにして申込が確定し社債募集が完了すると社債の拂込が請求される譯だが、この拂込期日は豫め定まつて居るから證據金を控除しただけを其日までに拂込めばよい。そうすれば社債券を渡してくれる。この社債の拂込は現金でも、小切手でもよし、また株金の拂込では禁ぜられて居る相殺を以てしても會社に對抗が出来る。若し拂込期日までに拂込をしないと次のやうな催促がある。

社債金拂込催告書

拜啓 何年何月何日引受申込相成候

當會社々債甲號社債額面何圓也

内申込證據金何圓也差引

第八章 社債

株式會社の常識

殘額金何圓也

一六〇

右來レ何月何日迄ニ左記銀行ニ御拂込相成度此段催告申上候也右期日ニ至レモ御拂込無キ節ハ申込テ無  
效トナシ證據金ハ當會社ニ於テ取得可致候ニ付併セテ申添候

申込取扱銀行 何々銀行本支店

昭和何年何月何日

住 所

何々株式會社 專務取締役 何

某

社債引受人 何 某 殿

### 第六節 社債券の記載事項

社債券は全額拂込まれた後でなければ發行出來ないが、この社債券に記載される事項は次のや  
うである。

- 1 會社の商號
- 2 債券の番號

- 3 社債の總額
  - 4 各社債の金額
  - 5 社債の利率
  - 6 社債償還の方法及期限
  - 7 利息支拂の方法及期限
  - 8 債券を記名式又は無記名式に限つた時はその旨
  - 9 社債募集の委託を受けたる會社ある時は、その商號
- 前記の他擔保附社債では次のやうな事項を記載せねばならない。
- 1 受託會社の商號
  - 2 利息支拂の方法及期限
  - 3 物上擔保附社債なること
  - 4 信託證書の表示
  - 5 委託募集及受託會社の總額引受ありたる時は、その事實
  - 6 第三者が社債の總額を引受けたる時は其事實及引受人の氏名または商號



7 受託會社が社債券を發行したる時は其旨を記載し、且つ受託會社は債券が信託證書により適法に發行せられたるものに相違なきことの證明

これで無擔保社債及擔保附社債の社債券に記入すべき事項が判つたが、尙法規に違反しない限り、その他種々の點に就て記載して居るやうだ。その主なるものは次のやうである。

- イ、社債の發行月日
- ロ、社債償還、抽籤償還の場合の公告方法
- ハ、元利金支拂場所
- ニ、債券の分割、併合に關する事項
- ホ、債券の喪失毀損汚染せる場合の代債券の請求手續並にその手数料
- ヘ、利札喪失の場合に於ける利息支拂の手續
- ト、特約條項
- チ、元利金支拂保證

### 第七節 擔保附社債

社債には元本支拂の確保として擔保物件が提供される。この擔保附社債が現在我國に於ては最も多い。これは無擔保社債の相次ぐ不始末事件以來日本興業銀行が先鋒となつて社債淨化運動を起し社債は擔保附を原則とすべしといふ運動を起してからだ。

#### (1) 擔保物の限定

この社債の擔保物になり得るものには制限があつて次のものに限られる。

- 1 動産質
- 2 證書ある債權質
- 3 不動産抵當
- 4 船舶抵當
- 5 鐵道抵當
- 6 工場抵當
- 7 鑛業抵當
- 8 軌道抵當(明治四十二年追加)
- 9 運河抵當(大正二年追加)

- 10 漁業財團抵當（大正十四年追加）
- 11 自動車交通事業抵當（昭和六年追加）
- 12 株式質（昭和十三年追加）

此等の擔保の中、特に注意すべきことは財團擔保と株式質である。この財團といふのは収益力を持つ組織體を指すのである。例へば工場ならば敷地、建物、機械、工具等々が相結合として工場といふ生産設備を組織して、これが設備として働く時は永續して一定の収益力を擧げるのである。そこでこの収益力の點からその時の利廻で還元して、その組織體の價値を出して擔保力を認めたのである。この財團價値は工場を解體した個々の物件價値の總體よりも遙かに大きく従つてこの財團擔保を認めることは會社に非常に有利である。この財團は、これを組織することが必要だが、財團組織を認められるものは1)工場財團、2)鐵道財團、3)軌道財團、4)鑛業財團、5)運河財團、6)漁業財團、7)自動車交通事業財團の七つである。

次に株式質であるが、これは遂最近即ち昭和十三年以來認められたもので株式を社債の擔保とする場合は特に大藏大臣の認可が必要である。特殊會社が漸く發達して來た我國としては株式質の社債が認められることは當然だが會社金融上欣ぶべきことである。この株式質によつて社債を

發行した最初のもは三菱社であり、これが今の處たゞ一回だけである。

### (2) オープンエンド・モーゲージ制

近頃社債に就てはオープンエンド・モーゲージといふことがよく云はれる。このオープンエンド・モーゲージとは一體何か？これは同一擔保物を土臺として同一順位（例へば第一番抵當といふやうに）の社債が何回でも發行出来る制度である。從來我國では同一擔保物には同一順位で何回でも社債を發行することは許されなかつたのだが、昭和八年擔保附社債信託法改正に當つてアメリカの制度を採り容れて、このオープンエンド・モーゲージの發行を許すに至つたのである。だが我國のオープンエンド・モーゲージ制は同一擔保物に就て發行し得る最高額を豫め定めて置いて、これを數回に互つて分割發行するのである。尙この制度に於ては最終の回の發行は信託證書作成の日から五ヶ年以内でなければならぬもので、そうでないとオープンエンド・モーゲージの效力がなくなる。

借て擔保附社債では擔保物件の保全を期し、また償還不能の場合擔保權を實行するため、擔保物に就ての信託行爲を、一定の手數料を支拂つて信託會社其他の専門會社に任せる。その信託行爲に就ての契約證書が即ち信託證書である。この擔保附社債の信託を引受け得るものは現在普通

銀行で九行、特殊銀行で五行、信託會社で十四社位である。この信託證書には一定の事項を記載することが必要だが、こゝにはこれを省略する。

### 第八節 社債の元利支拂保證

社債の元利支拂に就ては屢々保證される。それが最近益々多くなつたやうである。これを保證社債といふのだがこの支拂保證のあるものは支拂が比較的安全であるから投資物としては歓迎される。特に政府の保證がある場合はさうである。我國では國策的見地から設立した所謂國策會社には屢々政府が社債の支拂保證をした。例へば臺灣電力とか北樺太石油とか東北振興とかいふ會社の社債には政府が保證したことがある。その場合は募集廣告に保證のことが明示してある故注意してみられたい。これは國策會社の社債ではなく特殊會社の債券であるが、遂最近發行された鮮滿拓殖債券(第一回)の募集には政府保證と銘を打ち次のやうな保證に關する文言がある。

本債券總額ノ元金ノ償還及利息ノ支拂ニ就テハ政府之ヲ保證ス

政府保證及擔保

鮮滿拓殖債券ノ所有者ハ鮮滿拓殖會社ノ財産ニ付テノ他ノ債權ニ優先シテ其ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得

次に社債の元利支拂保證には親會社が子會社に對してなすものや、または資本的關係の深い會社がなす場合がある。この場合、支拂保證は單獨の會社がなすのが普通だが時に幾つかの會社が共合保證をなす場合もある。

### 第九節 社債の利拂及償還

社債には利札といふものが附いてゐる。このクーポンを利拂期に、その期分だけを切取つて現金と引換へる。勿論支拂場所に、このクーポンを提出して現金と引換へなくとも自分の取引銀行に持参すれば現金として引取つてくれる。この利札は無記名社債に附いて居るものだが、すべて社債の利息は、其の利拂期から五ヶ年を経過すると時効に掛つて請求權が失はれるから注意すべきである。

次に社債の償還だが、我國の社債は隨時償還制になつて居る關係上、償還期限前の繰上償還が屢々行はれる。新聞紙に注意すると次のやうな廣告が時々眼に着く。

この繰上償還には全部償還でない限り抽籤償還が一般的である。これは償還すべき金額だけを社債をアンダーライトした銀行又は信託會社立會の上、抽籤器によつて抽籤したものを官

### 社債償還公告

當社第貳回物上擔保附社債一部償還  
の爲抽籤の結果下記番號當籤致候に  
付此段公告候也

昭和拾四年七月

〇〇電力株式會社

償還金額 金拾貳萬圓也

償還期日 昭和拾四年八月拾五日

償還場所 株式會社 日本興業銀行本支店

壹萬圓券戊	自	至	79	186
46	128	137—140	100	217
94	—	297—300	135	218
		313—316	136	219
五千圓券丁		337—410	185	220
35	143	469—472	壹百圓券甲	
75	159	569—572	自	至
79	160	633—640	171—175	
100	216	876—880	371—375	
118	—	五百圓券乙	391—395	
千圓券丙	35	75	496—500	

報なり新聞紙なりに廣告して元本の支拂をなすのである。この場合、的籤者は社債と引換に現金を受取るのであるが、支拂日が休祭日に當る時は支拂日の前日に繰上げられる。だが斯やうに償還廣告してもその廣告を知らず社債の償還を請求しないものがあるが、社債償還請求權は十ヶ年で時効に掛ることに注意すべきである。それから償還請求に際し未だ期限の來ない利札が缺けて居ると會社は償還金額からその分だけを差引いて支拂はれる。これまた注意を要する。尙償還期限後は會社は利息を與へない。

次に契約の償還期日に於ける償還だが、これに就ては説明の要はない。それから償還には買入償還といつて一定の値段を公表して、または最低値段から買入れるとかいふやうなものもある。

### 第十節 社債の轉換

社債の轉換とは一定の條件の下に社債發行會社が社債を、その會社の普通株または優先株と轉換することを許すのである。この株式への轉換が出来る處から、これを轉換社債といふのである。改正商法に於てこの轉換社債制度を新に採用したのは社債の募集を容易ならしめ會社資金の調達に便宜を與へるためである。なんとすればこの轉換社債であれば會社の營業成績が思はしくない時に於ては社債權者は一定契約の利息を取ることが出来るから安全に權利の確保が出来るし、これに反して會社の營業成績がよく好調に向つたならば、これを株式に轉換出来る譯だから、それだけ應募慾を咬るもので少し位社債條件が悪くとも應募が順調に行はれるからである。

この轉換社債を發行しやうとする時は、社債申込證、債券及社債原簿に次の事項を記載することが必要である。

1、社債を株式に轉換すること（例へばこの社債は社債權者に於て株式に轉換することを請求